

第 4 9 7 回  
三戸町議会定例会会議録

令和 3 年 9 月 2 日 開会

令和 3 年 9 月 9 日 閉会

三戸町議会

## 目 次

会期日程表	2
上程議案及び議決結果	3
第1日目 令和3年9月2日(木)	5
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 会議録署名議員の指名	7
○日程第2 会期の決定	8
○日程第3 諸般の報告	8
町長の報告	
・報告第5号 専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を決定することについて)	
・報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
議長の報告	
○日程第4 議案一括上程・提案理由の説明	9
第5日目 令和3年9月6日(月)	16
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 一般質問	18
久慈 聡議員	18
1. コロナ感染者への三戸町の対応について	
2. 三戸警察署完成に向けての町の対応について	
3. 三戸中央病院の今後について	
千葉 有子議員	40
1. 放課後児童対策事業について	
山田 将之議員	54
1. 新型コロナワクチン未接種者の対応について	
2. 町民要望への対応について	
栗谷川柳子議員	64
1. 公共施設の熱中症予防環境について	
第6日目 令和3年9月7日(火)	73
議事日程	

本日の会議に付した事件

出席議員

欠席議員

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

職務のために出席した事務局職員

○日程第1	意見書案第2号	審議・採決	76
○日程第2	意見書案第3号	審議・採決	76
○日程第3	報告第7号	審議・採決	77
○日程第4	議案第42号	審議・採決	79
○日程第5	議案第43号	審議・採決	80
○日程第6	議案第44号	審議・採決	81
○日程第7	議案第45号	審議・採決	81
○日程第8	議案第46号	審議・採決	82
○日程第9	議案第47号	審議・採決	83
○日程第10	議案第48号	審議・採決	96
○日程第11	議案第49号	審議・採決	97
○日程第12	議案第50号	審議・採決	98
○日程第13	議案第51号	委員会付託	98
○日程第14	議案第52号	委員会付託	98
○日程第15	議案第53号	委員会付託	98
○日程第16	議案第54号	委員会付託	98
○日程第17	議案第55号	委員会付託	98
○日程第18	議案第56号	委員会付託	98
○日程第19	議案第57号	委員会付託	98
○日程第20	決算特別委員会設置（令和2年度決算認定8件付託）		98

第7日目 令和3年9月8日（水）

○決算特別委員

1. 議案第50号から議案第57号まで一括上程
2. 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について  
（歳入1款から21款、歳出1款から9款まで）

※会議録は別冊参照

第8日目 令和3年9月9日（木）

○決算特別委員

1. 議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について  
（歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査）
2. 議案第51号 令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について（歳入歳出一括審査）
3. 議案第52号 令和2年度三戸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（歳入歳出一括審査）
4. 議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（歳入歳出一括審査）
5. 議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について（歳入歳出一括審査）

- 6. 議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(歳入歳出一括審査)
- 7. 議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について(歳入歳出一括審査)
- 8. 議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について(歳入歳出一括審査)

※会議録は別冊参照

○本会議	100
議事日程	
追加議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 決算特別委員会委員長報告・採決	102
○日程第2 常任委員会の閉会中における所管事務調査、請願・陳情審査の結果の報告について	102
○日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	103
○日程第4 諸般の報告	104
・議長の報告	
閉 会	105
署 名	105

## 会 期 日 程 表

会 期    令和3年9月2日～令和3年9月9日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時間	内 容
第1日	9月2日(木)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	9月3日(金)	休 会		議案熟考
第3日	9月4日(土)	休 会		休日のため
第4日	9月5日(日)	休 会		休日のため
第5日	9月6日(月)	本 会 議	午前10時	一般質問
第6日	9月7日(火)	本 会 議	午前10時	議案審議・採決 決算特別委員会設置・付託
第7日	9月8日(水)	決算特別委員会	午前10時	決算審査
第8日	9月9日(木)	決算特別委員会  本 会 議	午前10時  委員会閉会后	決算審査  決算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 閉会中常任委員会所管事務調査、請願陳情審査結果報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第5号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を決定することについて）		町長報告 (R3.9.2)
報告第6号	財政健全化比率及び資金不足比率の報告について		町長報告 (R3.9.2)
意見書案 第2号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案	R3.9.7	原案可決
意見書案 第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書案	R3.9.7	原案可決
報告第7号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	R3.9.7	原案承認
議案第42号	三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	原案可決
議案第43号	三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について	R3.9.7	原案可決
議案第44号	三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R3.9.7	原案同意
議案第45号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R3.9.7	原案同意
議案第46号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R3.9.7	原案可決
議案第47号	令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）	R3.9.7	原案可決
議案第48号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	R3.9.7	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第49号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	R3.9.7	原案可決
議案第50号	令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第51号	令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第52号	令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第53号	令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第54号	令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第55号	令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第56号	令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定
議案第57号	令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.9	原案認定

## 第1日目 令和3年9月2日(木)

---

### ○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
    - 1. 町長の報告 報告第5号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を決定することについて)
    - 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
    - 2. 議長の報告
  - 第4 町長提案理由の説明
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○応招議員(14人)

---

### ○出席議員(14人)

- 1番 柳 零 圭 太 君
  - 2番 小笠原 君 男 君
  - 3番 和 田 誠 君
  - 4番 越 後 貞 男 君
  - 5番 乗 上 健 夫 君
  - 6番 山 田 将 之 君
  - 7番 栗谷川 柳 子 君
  - 8番 藤 原 文 雄 君
  - 9番 番 屋 博 光 君
  - 10番 千 葉 有 子 君
  - 11番 久 慈 聡 君
  - 12番 澤 田 道 憲 君
  - 13番 佐々木 和 志 君
  - 14番 竹 原 義 人 君
- 

### ○欠席議員(0人)

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

#### ○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事(税務課長事務取扱)	遠山潤造君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	馬場均君
	参事(総務課長事務取扱)	武士沢忠正君



参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
健康推進課長	太田明雄君
会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
農林課長	極檀浩君
建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育長	慶長隆光君
委任説明員 事務局長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

---

## 午前10時00分 開会・開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから第497回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

### ○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第497回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、8月25日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

9月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を9月2日から9月9日までの8日間と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

9月3日は議案熟考のため休会。

9月4日並びに5日は休日のため休会。

9月6日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

9月7日、午前10時開議。意見書案第2号及び意見書案第3号並びに報告第7号、議案第42号から議案第49号までの審議、採決を行い、次に議案第50号から議案第57号までの決算認定8件を審査するため、決算特別委員会を設置。これに一括付託し、散会。

9月8日、午前10時、決算特別委員会を開会、開議。令和2年度一般会計決算歳入1款から歳入21款までと歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

9月9日、午前10時、決算特別委員会を開議。一般会計決算歳出10款から歳出13款までを審査、採決し、次に令和2年度特別会計決算議案7件を審査、採決し、委員会を閉会。

同日、午後3時、本会議を開議。議案第50号から議案第57号までの決算議案8件の審査の結果について決算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行い、次に各常任委員長から所管事務調査の報告、請願・陳情審査の審査結果の報告、閉会中における所管事務調査の申出並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年9月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番、藤原文雄君、9番、番屋博光君を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月9日までの8日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### 1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第5号及び報告第6号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

私からの報告でございますが、初めに、報告第5号 専決処分した事項の報告について申し上げます。

去る令和3年4月22日午後7時41分頃、同心町字諏訪内地区の町道中平1号線において、相手方運転者が車両を自宅敷地内車庫へ駐車する際、側溝に設置していた敷鉄板が跳ね上がり、車両運転席側底部を損傷する事件が発生しました。

本事件については、相手方に損害を与えたことによる国家賠償法上の損害賠償の責任が当町に生じることとなりました。

現在、損害賠償については、示談により終了しておりますが、損害賠償の額を12万3,222円と決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

次に、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度と同様に赤字は生じておりません。

実質公債費比率は、11.5%となり、前年度と比較して0.2%の増となっております。

将来負担比率は、57%となり、前年度と比較して3.3%の減となっております。

資金不足比率は、三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計において、6%となり、前年度と比較して2.8%の減となっております。

以上が、健全化判断比率及び資金不足比率の概要であります。

### 2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年6月から8月に実施した例月出納検査結果並びに財政援助団体監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

---

#### 日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第7号及び議案第42号から議案第57号までを一括上程いたします。上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

改めまして、おはようございます。本日ここに、第497回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

冒頭に新型コロナウイルス感染症について申し上げますが、国内の1日当たりの新規感染者数は、7月末には1万人を上回り、8月下旬には2万5,000人を超える事態となっております。

これを受けて、21都道府県に緊急事態宣言が、そして12県にまん延防止重点措置が発令されるなど、「第5波」の出口の見えない状況が現在も続いております。

青森県内におきましても、各地でクラスターの発生が相次いでおり、8月末には県内の累計感染者数が4,000人を超え、三戸地方保健所管内及び八戸市保健所管内においても、感染者数が急増しており、8月27日には青森県危機対策本部より、行事・イベントや施設等での対策の強化や県民等に対するさらなる協力要請などを盛り込んだ「青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」が発表されるなど、全県を挙げた感染対策が実施されている状況下にあります。

一方、当町においては、8月6日をもってアップルドームでの新型コロナウイルスワクチンの集団接種の全日程を終了し、16歳以上の町民のうち、およそ8割以上の方が接種を終えられております。また、現在は接種対象を12歳以上に拡大した個別接種を三戸中央病院において実施しております。

これまで、大きな混乱もなく、ワクチンの接種を実施できておりますのは、町内の医療従事者の皆様はもとより、町民の皆様のご協力のおかげであると、改めて感謝を申し上げますとともに、町民の皆様におかれましては、今後も引き続き感染防止対策を徹底していただけますよう、お願いを申し上げます。

また、8月上旬に発生した大雨の影響により、青森県内ではむつ市、風間浦村及び

七戸町などで、甚大な災害が発生しました。

被害に遭われた方々へ、改めましてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活環境の復旧と日常生活が取り戻せますよう、切に願うものであります。

今回の大雨は、この三八地域には大きな被害はもたらしませんでした。身近な地域で起きた大きな災害を我が町の出来事として捉え、災害時の危機管理と対応について、改めて確認しなければならないと感じております。

これから台風の季節を迎えるに当たり、万が一の災害に備え、常に緊張感を持ち、避難所運営等についても万全の体制で対応してまいりますので、引き続き町民の皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

改正の主なる内容であります。地方税法第20条の4の2第6項に基づき、納税の負担感の軽減を図るため、令和3年度以降の国民健康保険税について、税額の期割方法を変更し、第1期から第8期までの期別税額を100円単位とすることにより平準化させる改正を行ったものであります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年6月16日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

次に、議案第42号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、三戸町個人情報保護条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。国の行政機関として「デジタル庁」が創設されることに伴い、町が個人番号を含む情報提供等記録を訂正した場合の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるほか、規定の整理を行うものであります。

次に、議案第43号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について申し上げます。

本案は、ペットの火葬に関する事務を三戸地区環境整備事務組合で処理することに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、議案第44号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期満了となる小山田孝兆氏を、引き続き教育委員に任命いたしたく提案するものであります。

小山田氏であります。人格高潔で識見に優れ、教育委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にて、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第45号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、令和3年9月26日をもって任期満了となる、固定資産評価審査委員会委員熊林正美氏を再任いたしたく、提案するものであります。

熊林氏は、農業を営む傍ら、青森県たばこ耕作組合理事を務め、また平成21年6月に本委員に選任されて以降、12年間にわたり務められており、最適任者であると存じ

ますので、何とぞ全会一致にて、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第46号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和3年12月31日をもって任期満了となる、藤沢圭氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、提案するものであります。

藤沢氏は、人格、識見に優れ、6期18年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第47号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億2,798万3,000円に、歳入歳出それぞれ5,335万6,000円を追加し、予算総額を64億8,133万9,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、地方交付税1,446万8,000円、繰越金6,075万1,000円を増額し、町債3,390万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、ふるさと三戸応援基金積立金等、総務費2,276万3,000円、過年度負担金返還金等、民生費1,237万円、屯所改修工事請負費、消防費1,000万円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第48号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,299万8,000円に、歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、予算総額を5,323万3,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金91万円を減額し、前年度繰越金114万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務管理費101万9,000円を減額し、簡易水道管理費125万4,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第49号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億1,407万3,000円に、歳入歳出それぞれ390万8,000円を増額し、予算総額を12億1,798万1,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金224万円のほか、前年度繰越金354万2,000円を増額し、国保財政調整基金繰入金187万4,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、一般管理費390万8,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和2年度の一般会計決算は、歳入総額80億3,694万8,000円、歳出総額77億5,439万円で決算がなされ、歳入歳出差引額は2億8,255万8,000円となっております。

この歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額1,980万6,000円を差し引いた2億6,275万2,000円が実質収支額となります。

なお、地方自治法の規定により、1億3,200万円を財政調整基金に積立てし、1億3,075万2,000円を翌年度へ繰り越しております。

決算額を前年度と比較いたしますと、歳入においては、30.1%、金額で18億6,130万2,000円の増であり、歳出においては、28.6%、金額で17億2,271万5,000円の増となっております。

歳入のうち、地方交付税は、全体の38.7%に当たる31億1,283万6,000円で、3.5%の増となっております。

また、町税は、全体の11.1%に当たる8億9,198万9,000円で、6.1%の増となっております。

次に、歳出であります。義務的経費である人件費、扶助費、公債費の総額は、全体の33%に当たる25億5,776万2,000円であり、前年度と比較いたしますと、4.6%の増となっております。

投資的経費である普通建設事業費、災害復旧事業費の総額は、全体の5.2%に当たる4億389万6,000円であり、前年度と比較いたしますと、7.7%の増となっております。

そのほか、物件費、各種団体への補助金、繰出金などの総額は、全体の61.8%に当たる47億9,273万2,000円であり、前年度と比較いたしますと、49.2%の増となっております。

以上が一般会計決算の概要であります。

次に、議案第51号 令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、学校給食法に基づき、町内小中学校の児童生徒595名、関係職員92名に対し、延べ12万9,462食の完全給食を実施したものであり、1食当たりの給食費は、小学生が280円、中学生及び関係職員が300円となっております。

令和2年度の決算は、歳入総額3,782万3,000円、歳出総額3,754万4,000円、歳入歳出差引額は27万9,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。給食材料費に充てるための保護者及び関係職員負担金3,730万8,000円であり、歳出の主なる内容は、給食材料費3,754万3,000円となっております。

次に、議案第52号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢及び沼ノ久保地区の388戸への簡易水道給水事業を行うものであります。

令和2年度の決算は、歳入総額4,734万6,000円、歳出総額4,520万円、歳入歳出差引額は214万6,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。水道使用料1,456万8,000円、一般会計繰入金1,428万1,000円、簡易水道費債1,660万円となっております。

歳出の主なる内容であります。簡易水道管理費1,655万9,000円、簡易水道建設費1,117万8,000円となっております。

次に、議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を行うものであります。

令和2年度の決算は、歳入総額2億1,285万9,000円、歳出総額2億837万5,000円、歳入歳出差引額は448万4,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。使用料等2,449万6,000円、一般会計繰入金等1億2,449万3,000円、町債5,060万円となっております。

歳出の主なる内容であります。施設管理費4,697万6,000円、公債費1億5,023万5,000円となっております。

なお、令和2年度末の加入世帯数は525世帯、加入率は43.21%となっております。

次に、議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、後期高齢者医療制度において、当町が行う事務を適正かつ円滑に実施するとともに、75歳以上の高齢者及び一定の障害があると認定された65歳以上の皆様が、安心して医療サービスを受けることができるよう設置したものであります。

令和2年度の決算は、歳入総額1億4,308万3,000円、歳出総額1億4,166万7,000円で、歳入歳出差引額は141万6,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。保険料が9,189万7,000円で、歳入全体の64.2%、保険基盤安定繰入金及び広域連合共通経費等繰入金が5,072万7,000円で、35.5%を占めております。

歳出の主なる内容であります。後期高齢者医療保険料負担金、保険基盤安定負担金及び広域連合共通経費負担金の合計が1億4,040万1,000円で、歳出全体の99.1%を占めております。

本制度は、青森県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っているところであり、町といたしましては、引き続き、窓口業務や保険料徴収などに関して、適正かつ円滑に実施してまいります。

次に、議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、当町が行う介護保険事業について、介護保険法第3条の規定に基づき設置したものであります。

第7期介護保険事業計画の最終年度である令和2年度の決算は、歳入総額17億9,928万4,000円、歳出総額17億3,523万6,000円で、歳入歳出差引額は6,404万8,000円となっております。

このうち、介護保険給付費準備基金条例の規定により、2,135万9,000円を同給付費準備基金へ積立てし、4,268万9,000円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なる内容であります。国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の総額が11億5,297万2,000円で、歳入全体の64.1%、一般会計からの繰入金が2億6,328万8,000円で、14.6%を占めております。

このほか、第1号被保険者保険料は、3億1,530万8,000円であり、歳入全体の17.5%を占めており、その徴収率は97.9%となっております。今後においても、制度の公平性の確保の観点から、保険料の徴収に努めてまいります。

歳出の主なる内容であります。各種介護サービスに係る保険給付費が16億353万8,000円で、歳出全体の92.4%を占めており、前年度と比較しますと、6,547万5,000円の増となっております。

介護保険事業の運営に当たりましては、第7期介護保険事業計画に基づき、引き続き、適正かつ持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付及び生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業であります。

令和2年度の決算は、歳入総額12億9,926万2,000円、歳出総額12億7,550万8,000円で、歳入歳出差引額は2,375万4,000円となっております。



このうち、国保財政調整基金条例の規定により、1,021万2,000円を同財政調整基金へ積立てし、1,354万2,000円を、翌年度へ繰越ししております。

歳入の主なる内容であります。国保税が2億8,007万7,000円で、歳入全体の21.6%、県支出金が8億5,684万3,000円で、65.9%を占めております。

歳出の主なる内容であります。保険給付費が8億1,751万2,000円で、歳出全体の64.1%、国民健康保険事業費納付金が3億8,482万6,000円で、30.2%を占めております。

国保税の現年度及び過年度分を合わせた徴収率は、86.7%となっており、前年度と比較して0.3ポイント上回っております。

国保税の納税につきましては、国保事業推進のためにも、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する、三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本会計の経理に当たっては、地方公営企業法の規定により、収益的収支と資本的収支に区分し、処理しております。

収益的収支における収入総額は、17億5,071万円、支出総額は17億8,169万6,000円で、差引き3,098万6,000円の純損失となっております。

収益の主なるものは、医業収益であり、合計は12億1,946万9,000円で、収益全体の69.7%となっております。

医業収益のうち入院・外来収益は、患者数の減少により、前年度と比較し、8,505万1,000円の減収となっております。

また、費用の主なるものは、医業費用であり、合計は16億4,201万3,000円で、費用全体の92.2%となっております。

医業費用は、給与費の増加及び新型コロナウイルス感染防止対策の診療材料費等の増加により、前年度と比較し、7,096万5,000円の増となっております。

次に、資本的収支であります。収入総額は、3億7,651万円、支出総額は3億7,864万4,000円で、差引き213万4,000円の不足額となっております。

収入の主なるものは、企業債1億1,880万円及び他会計負担金1億8,888万6,000円となっております。

また、支出は、建設改良費1億5,845万9,000円、企業債償還金2億2,018万4,000円となっております。

病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も地域医療の発展のため、医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、満足のいく病院となるよう努力してまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

---

## 散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午前10時44分 散会**

---

## 第5日目 令和3年9月6日(月)

---

### ○議事日程

#### 第1 一般質問

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 久慈 聡議員  | 1. コロナ感染者への三戸町の支援について   |
|         | 2. 三戸警察署完成に向けての町の対応について |
|         | 3. 三戸中央病院の今後について        |
| 千葉 有子議員 | 1. 放課後児童対策事業について        |
| 山田 将之議員 | 1. 新型コロナワクチン未接種者の対応について |
|         | 2. 町民要望への対応について         |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 公共施設の熱中症予防環境について     |
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員(14人)

- |     |           |
|-----|-----------|
| 1番  | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番  | 小笠原 君 男 君 |
| 3番  | 和 田 誠 君   |
| 4番  | 越 後 貞 男 君 |
| 5番  | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番  | 山 田 将 之 君 |
| 7番  | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番  | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番  | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君   |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
- 

### ○欠席議員(0人)

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

#### ○町長部局

- |       |                   |           |
|-------|-------------------|-----------|
| 説明員   | 三 戸 町 長           | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長             | 馬 場 浩 治 君 |
|       | 参事(税務課長事務取扱)      | 遠 山 潤 造 君 |
|       | 参事(住民福祉課長事務取扱)    | 馬 場 均 君   |
|       | 参事(総務課長事務取扱)      | 武士沢 忠 正 君 |
|       | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |
|       | 健康推進課長            | 太 田 明 雄 君 |
|       | 会計管理者(会計課長)       | 井 畑 淳 一 君 |
|       | 農 林 課 長           | 極 檀 浩 君   |

建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村 太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村 哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田 晃君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井 学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

#### 1. コロナ感染者への三戸町の支援について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

それでは、私の一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。

3か月前、私のほうの一般質問でコロナ禍の三戸町の影響についてと題して、1点4項目の質問をいたしました。そして、答弁をいただいております。

当時、三戸町でのコロナ感染数はゼロということであったことから、影響を受ける子供たちから老人までのストレス対策、それから経済的な支援を確認させていただきました。

この3か月の間に、オリンピック、パラリンピックは昨日終わりましたけれども、が開催され、政界で大島議長の引退と、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録、そしてまたむつ市や風間浦村の災害だったりとか、青森県内では100名以上のコロナ感染と、非常に大きな出来事がありました。

そして、ここ私たちの三戸町ではコロナ感染者が確認され、昨今青森市、八戸市の感染状況が劇的に増えているという状況下であります。

このことから、今回もコロナの件を含めて3点ほど質問させていただきます。執行部の皆様におかれましては、誠実に、かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

1、コロナ感染者への三戸町の対応についてです。本年8月17日の青森県の発表では、1日に91名のコロナの感染報告と、感染者増の不安の中、三戸町でも感染者が発生したとの報告があります。また、ワクチン接種後の感染者が17名との報道も流れております。8月25日には、県内で感染者が一時100名を超えて、県では8月27日に新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを発表いたしました。脅威が三戸町にも静かに近づいているというふう感じております。

当町では、8月6日の時点でワクチン接種者81.7%、その後8月18日から対象者を12歳以上に拡大して、現在予約でいっぱいというふう聞いております。しかし、ワクチン接種後の感染者が確認されており、安心はできない中、コロナ自粛や感染待機での孤独死の報道も取り上げられています。

酸素発生器の販売など、コロナの影響で世の中が急激に変化していると、それに対応していかなければならないのは、私たちを含めて、行政も変わっていかなければならないのではないかとこのように考えています。

このことから、三戸町の安全、安心を担う町長に対して、以下4点について質問いたします。

1、三戸地方保健所管轄は7町村ではありますが、三戸町民の感染者情報はどこまで把握できているのか。

2、家族感染、自宅待機から回復、または回復後までの感染者への生活のケア、管理、監視について。

3、独居世帯、独居老人の場合の自宅待機から回復、回復後までの感染者への生活のケア、管理、監視について。

4、感染者地域の方々の不安回避と支援について質問いたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈議員の質問にお答えを申し上げます。

ご質問のありましたコロナ感染者への町の対応につきましてご答弁申し上げます。初めに、感染者情報の把握についてであります。県では感染者に関する情報について、効果的な感染防止対策と個人情報への配慮の両方の視点から、保健所単位の感染者数を毎日公表しております。

また、本年7月からは、感染者の特定につながらない範囲で、より詳細な情報提供を行うため、市町村別の感染者数を月ごとに公表しております。しかしながら、感染者名簿の個人情報は非公表とされており、町が把握できる情報は報道発表されている内容に限られているのが現状であります。

次に、感染者への生活のケア等についてであります。新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方は、中等症以上の場合、原則入院となりますが、軽症また無症状の場合は、保健所が用意する宿泊療養施設、またはご自宅で療養していただくこととなります。

自宅療養期間中は、保健所が体温計や酸素飽和度を測定するためのパルスオキシメーターを貸与し、健康状態の確認を毎日行い、食事につきましては食品セットやペットボトル飲料が提供されることになっております。今後、この地域においても感染者が増大した場合は、陽性者が自宅療養を余儀なくされることも考えられます。

町といたしましても、自宅療養者やその家族が抱える不安や不便を少しでも解消できるよう、町独自の支援策について検討するよう、目下担当課に指示しているところであります。

特に独居世帯や独居老人につきましては、症状が悪化した場合の対応の遅れなども危惧されることから、より手厚い支援が必要となるものと認識しております。県や関係機関とも連携し、対策を図ってまいろうと考えております。

次に、感染者地域の方々の不安回避と支援についてであります。新型コロナウイルス感染症に関する不確かな情報は、必要以上に不安を増大させ、感染者やその家族への不当な差別や偏見、誹謗中傷、うわさの拡散につながるなど、地域全体へ大きな影響を及ぼします。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染への危機は、すぐ身近にあるものと常に認識し、正確な情報の把握と管理、また正しい知識の普及啓発に努め、町民の皆様へ冷静な対応をいただけるようお願いをしております。

また、当事者が一人で悩みを抱え込むことがないように、相談体制を確保するとともに、誰もが安心して治療を受け、回復できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

まず1点目、三戸町保健所管轄というところでの答弁をいただきました。7月から町村で何人いるかというところで、7月7日ですか、原則非公開であるのですが、市町村からの要望があり、市町村と協議した上で県が感染者の居住市町村名を公表するという形になっており、それが昨日、おとといかな、の時点で、また最新版が出ていたと思います。ゼロ人から9人、三戸町はいるという形になっているかと思いますが、そこまでの情報しかないという形であります。

ただ、町内の施設だったりとかの貼り紙等で感染の公開をしたり、ホームページで公開したり、SNSで公開したりするなど、感染者に関わる関連施設からの情報というものが出ているかと思いますが、これについては、どのように行政としては扱っているのかを答弁願いたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの久慈議員のご質問にお答えをいたします。

町内の施設で貼り紙等の公開だったり、SNSなどで公開があった場合の関連施設からの情報の取扱いということでございます。7月の下旬に町内の事業所が一時的に営業を停止し、貼り紙が貼られたり、SNSで情報が公表されたということは承知をしております。これにつきましては、当該事業所、企業が感染拡大防止のため、独自の判断で公表したものであるということでございまして、当該事業所からの役場への情報、あるいはその事業所に関連すると思われるような保健所からの情報というものは役場のほうには特にございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この情報というのは、正しいか、正しくないか分からないということも含めてかもしれないですけども、公開情報として私たちに入ってくるものだと思います。これを公的情報として受け止めるのか、そう受け止めないのかというところに関してはどうでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問、公的情報と受け止めるかというところではありますが、公的情報といえますと、やはり県であるとか保健所が公表している情報というものが公的情報であるというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。であれば、県から来ていない情報に関しては不確かだよというふうな認識でいるということで構わないのかなと思います。これに関しても、各自の施設や関係からこういった情報が入ってきたと。そうすると、例えば自宅や施設などで清掃作業、消毒作業が入ったという形で、その周りの人たちはその情報を持つわけですが、その辺に関しても町としては公的情報ではなく、単なる情報としてしか扱わないという形になるのでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほど申しましたとおり、県や保健所から入ってくる情報に基づかないものという

ものは、町としましても、それが正しいかどうかという確認が現在できないというところがございます。こういった情報が仮に役場のほうにご相談があった場合には、必要以上に不安を増大しないような正確な情報に基づいた冷静な行動というものを願っています。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

ちょっと質問の角度を変えて、逆に感染者が発生しましたと、その方が町に助けを求めてきた場合、例えばちょっと困っているのだよだったりとか、そういった場合というのはどういう対応になるのでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

感染をされた方が町に助けを求めてきた場合の対応というご質問でございますけれども、現在入院先であるとか宿泊療養先の調整、あるいは自宅療養者への支援、これらにつきましては保健所のほうで対応しております。しかし、そのような方から町のほうに相談であったりということがございましたら、まずどのような内容かというものを確認をいたしまして、保健所とも相談をしながら、町で対応できるものは当然町で対応したいと考えておりますし、また保健所のほうで対応すべきものであるものは保健所のほうにお願いをしてまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、2つ目のほうに移ります。保健所の指示により対応してもらうよと、中等症以上は入院と、もしくは軽症であれば自宅待機になるという形の答弁だったと思います。今現在新聞でも病院のほうで50%を超えているという形でいろいろと問題化している中で、自宅待機を余儀なくされている方もいらっしゃるのかなというふうに感じています。

そういう中で、パルスオキシメーターだったりとか、それから食事だったりとかお弁当だったりというのが配布されるような形になるのかな、そういうふうな形に聞いているのですが、これは家族がいた場合は、例えば4人家族ですよ、感染者は1人ですよとなった場合はどのような形で、家族の分も配布されたりとか、そういった管理されるのでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

自宅療養者への保健所の支援ということでございますが、まず療養期間中は体温と酸素飽和度、こちらは毎日測定する必要があるということで、保健所から体温計とパルスオキシメーターが貸与されることとなっております。また、療養期間中は、これは陽性者の方でありますので、外出できないということとなります。したがって、そのため、希望する方にはご自宅に食品セット、ペットボトル飲料とかレトルト食品などの常温保存が可能なもの、こちらが保健所から送付されるというふうに確認をしております。

家族の方につきましては、濃厚接触者ではありますが、感染者ではございませんので、必要最低限の短時間であれば外出、買物等は可能ということにはなっております。ただ、やはり近所の目が気になるというようなことで外に出られないというようなご相談があった場合には、町のほうで何か支援がでないかというところで現在検討して



いるところでございます。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

本人に対してのケアは、保健所管轄、県管轄という形でなっていると思います。ただ、身近にいる家族だったり、お子さんだったり、そういった形の場合のケアというのはなかなかできないのかなというふうに思います。情報提供がされなければ、守秘義務があるという形で県から出てこなければ、そういう苦しんでいる人たちは独居老人と同じような形で孤独になってしまうと、その中で世間から批判されるような形で生活していかなければならないという不安感があるという形になるかと思えます。

ちょっと質問しようと思ったところが今回答されましたけれども、感染者の情報が行政に入ったという形で仮定した場合、個人情報が入ったという形になった場合、家族は濃厚接触者となり、PCR検査を行うと。ただ、陰性の場合、家族が感染者の全面的なケアをするという形になるかと思えます。確かに保健所のほうから、このように対応してくださいという形の話があるかもしれないのですが、実際はいつ感染するか分からない状態にあるかと思えます。非常にその中で感染に対して恐怖を持ちながら家族は生活していかなければならないという部分もありますし、逆に保健所としてはイエスかノーか、要は感染者かどうかということだけに特化しての判断になってしまうという中で、町では例えば外出できないその家族の方に対しての支援ができないかということ今検討しているということでしたけれども、それも含めてですが、それ以外に保健所管轄ではできない三戸町での対応というのですか、家族に対しての対応みたいなものというのは、具体的に案として今検討されているものがあるのであれば、どういう支援だったりとかが、そういうのがあれば教えていただきたいと思えます。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

感染者の家族への町としてできる支援ということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、保健所からの支援というのは、体温計やパルスオキシメーターの貸与及びそれを使った1日1回の健康観察、そしてあとは感染者への食品セットの配布というところになっておりますので、それ以外の部分で町ができるもの、例えば自宅療養者のご家族が必要とする、例えば食品セットであるとか、あるいは感染者も含めた日用品や衛生消耗品の配布、そういったものを今現在検討しているところでございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、次のほうに移ります。独居世帯です。答弁の中では対応の遅れがないように、県等の関係との話し合いをしていくという形で答弁いただきました。非常にありがたいなというふうに思います。

ただ、実質上、感染者が保健所管轄であるということは理解しているのですが、非常に多くニュースが出ています。ちょっとちらっと何点か持ってきたのですが、こんな、ニュースだけでもいっぱいあるのです。これだけコロナ関係のニュースで大きな問題になっているというところの中から、何が問題なのだろうというふうに考えた中で、やはり感染者であるということが前提であって、感染者だからこそ対応ができる。でも、感染者でなければ対応はできないというところの仕組み自体に

大きな問題があるということ。あとは、感染者であるからこそ、私たちが恐怖を感じているという地域の皆様の感覚というのですか、そういった部分が東京とこちらと大きな違いがあるというふうに感じています。

特にその中で、独り暮らしの方々の思いというのはどういうふうになるのかなと考えた場合、非常に苦しい部分が出てくるのかなと、心苦しいなというふうに思います。その中で、やはり保健所の対応ということだけではなくて、町が対応すべきことというのはまだあるのではないかなというふうに感じていますので、その中にまずは情報をつかまえないければ対応すべき人が特定できないというところになります。なので、三戸町で感染があった時点で情報が取れて、そしてその人に対して、その周りの人に対してケアできるという形の体制ができないかなというふうには私は考えて、今回このような質問をさせてもらっています。

独居老人の方で具体的に話をさせてもらおうと、もし仮に情報が入ってきたといった場合に、町ではその情報を公開はしませんよと、でも県はしていますよ、保健所はしていますよという状況下の中で、独居老人に関してはいろんなサービスを三戸町は行っています。前々回質問させてもらいました民生委員の訪問、独り暮らしホットライン、保健師が動いていますね。それから、緊急通報装置、社協の見守り配食サービス、見守りマップシステムの活用、このような形でいろいろな事業を行っています。地域の方や町内会の方も感染者と知らなければ接触すると思うのですが、これは致し方ないとお考えでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

仮に高齢者の方、独居世帯のところに感染が出たという場合は、これはあくまでも保健所から当事者に陽性であるという判定が下されるわけでありまして、基本的にはその中で病院のことであるとか、先ほど言った支援のことであるとかという部分はやられます。ただ、本人からの情報がなければ我々としても、あるいは一般の企業のほうも動けるということはありませんので、あくまでその当事者の方の自己申告ということで受け止めるしかないのかなというふうに思っております。

そういう観点からいきますと、できるだけ陽性になった方は自宅療養の場合でも自宅からは外に出ないでいただきたいと思っていますし、濃厚接触となった場合もいろいろ不便も出るのだろうということを考えると、県とか国ができないのであれば町のほうでできる支援はないのかということで、現在どういう支援の仕方も含めて個人情報を守られる前提の中で酌み上げなければならないということで、今いろいろ検討している最中でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。一番最初に私のほうで質問させてもらったのは、では貼り紙あったときどうするのと、それを受け止めるのということだったのです。個人情報として、要は情報が入ってこなければ、県からの情報であれば確かだけれども、そうでない情報であれば確かではないと。本人からの電話であれば、それは確かな情報かとなると、その情報の区切りというのがやっぱり出てきてしまうと思うのです。なので、信頼性があるものであれば町としても考えていかなければならないというところから、貼り紙があった場合には、それは公的情報として町が動くのかどうかというふうな形でちょっと質問させてもらっていました。その辺は、おいおいとそういう事例があったときに町として判断してもらっていければいいのかなというふうに思います。

今回独居老人について、もう一個心配だったのは、保健師だったりとか、分からない情報の中で民生委員の人たちが入っていったときに非常に心配だなというふうに、二次感染のおそれがあるのではないかなというふうに思っています。ただ、それは周りから感染の情報が全然入っていないとなれば、そういう形もあるのですけれども、周りの人たちは多分実質上はこの人が感染しているのではないだろうかといううわさが広がるから、近づかなくなるのかもしれないなというところもあって、なかなか難しい部分はあると思っています。やっぱりいろんなところから情報が漏れますから。

ただ、本人、独居老人の方が独り暮らしでいたときに、生活のためにいろんなサービス、民生委員の方だったりとか、保健師の方たちとか、見守りのサービスを行っているという方が、それ以外の保健所に対して自分の体調だったり疾患だったり、飲んでいる薬だったりとか、食べられる食事だったり、すぐ電話に出られるのか、電話をかけることができるのか、目や耳などの身体的な問題があるということが伝わっているかどうかということが非常に大きな問題になるのではないかなというふうに思います。全然知らない人に対しての対応と、知っている方、親身になって対応している方の対応というのは大きく違うのではないかなというふうに思います。だからこそ、町としてもそういったところも含めて考えていただければなというふうに思っています。そこをお願いして、次に行きます。

4番目です。誹謗中傷、偏見という形で相談体制を整えていただくということだったと思います。実質上何が問題になるかということ、感染者ですよという形が特定された人間、これは正確な情報かどうか分からないですけれども、そういった感染者宅に対して隣接している人たちが非常に不安を抱く。感染者の車があるとか、ないとか、スーパーで見かけたと、三戸ではなくて田子で見たとか、そういった話が、いろんな情報が入ってきます。こういうのを払拭する方法ができないかなというところで質問させていただいています。非常に大きな問題になるかと思うのですが、相談体制を確保したいという答弁でありましたが、役場の中でそういった体制をつくるということ認識してよろしいのでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

今の個人情報の扱いについては、我々は推測を持って対応するということは一切ありません。あくまでも確実な情報という中でしか動けないというふうに考えておりますし、相談体制のほうも個人情報が漏れないように、そこは厳正に対処していきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど久慈議員のほうから仮にとという話の中で、感染者の方の周りに住まわれている方とか、そういった場合の対応等になるのですが、恐らくという話をするのもちょっとおかしいと思うのですが、感染した方はなかなか自分たちの情報を外に出したくないというふうに思います。ですので、周りが騒ぐというのは、あくまでうわさ、不確かな情報の中で生まれてくるうわさというふうにまず捉えるのが近所付き合いでありますし、確かなやり方だというふうに思っています。本当に困ったときには、ご近所でも、また身近な方でも、救いの手を差し伸べてほしいということで多分連絡等はあるかもしれませんが、役場とすればそういった本当に救いの手が必要な場合に対応できる形を今模索をしているということでございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

先ほどから私のほうで仮にと頭につけているのは、やっぱり情報を特定できないというところが大きなところで、県からも公表されていない、その情報が特定されるた

めには弱者のほうから、感染した側のほうから助けてくれというふうな声を出すしかないのかなと思っています。逆にそういった体制づくりができることによって、町として受け入れる体制づくりができていれば非常によいかと思っています。

また、誹謗中傷に関して、前回もちょっとお話しさせてもらいましたが、個人を特定するということが目的としたうわさが必ず出ます。そして、本当に誹謗中傷で被害を受けている個人や法人というのが出てきています。その被害対策や誹謗中傷対策というのはどこがやるのですか。これというのは警察がやるべきことなのか、行政がやるべきことですか、それとも個人ですか、弁護士ですか。私は、そういった非常に大きな問題があるかと思っています。

そういった状況の中で町でできることというのは、これは極端な例かもしれないのですが、お試し住宅だったりとか、今現在使っていないところを一時的に貸し出すだったりとか、そういったところでの回避というのもできるのではないかなと思うのですけれども、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

公共施設での一時的な収容といいますか、避難といいますか、そういったことのご質問でございますが、お試し住宅などの施設の利用に当たりましては、その施設周辺住民であるとか、公共施設の利用者等に与える心理的な影響といったところにも配慮すべき課題がございます。また、療養されている、感染された方は、住み慣れた自宅での療養のほうが当事者の負担も少ないものというふうに考えてございます。こういったことから、公共施設への一時的な収容といったことは現在考えてございません。町といたしましては、自宅療養者や、そのご家族が療養期間を安心して過ごせるように、県の支援内容に加えて町独自の支援を検討して行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

県のほかに対して町独自のサービスということですね。分かりました。案も含めて、ちょっと難しいところもあると思うのですけれども。

最後、町長にご意見というか、聞きたいと思っているのですけれども、今病院の検査によって感染者となった場合には、保健所が情報を管理し、県管轄となって、町で関与できないというふうになっているかと思っています。ただ、感染者の特定や誹謗中傷につながるおそれがあるということでもありますけれども、もし仮に自分が感染者になった場合に、大きな不安と恐怖の中、やっぱり先ほど町長もお話しされましたけれども、誰にもなるべく話したくないというふうに思うでしょう。孤独で回復を待つという形になってしまうのかなというふうに思っています。隣の家の独居老人がコロナに感染しましたよと、自宅待機者が出ましたと、本人は体調が不安な中、食事、近隣の地域からの批判も想定されますけれども、そういった状況になる可能性もあります。また、先ほどもちょっと話ししましたが、3人家族の母子家庭だったりとか、母親が感染して自宅待機になった場合はどうなるのかと、家族内で対応できるのだろうか。独居老人の件でも先ほどお話ししましたが、自分の体調や自分の経歴、疾患等をきちんと話すことができるのかというところの不安もあります。保健所だけの対応だけで大丈夫なのかなというふうな心配が付きまわってきて、感染者だけは対応する、感染者以外の家族に関しては対象外という形になるのであれば、非常に難しいのかなと。三戸町としては福祉の町だよと、安全、安心に暮らせる町であるよとい

うことをうたっていると。三戸町でコロナが発生、三戸町に住んでいる方が発生したとしても安心ですよと思ってもらえるような形にしていかなければならないというふうに思いますし、その安全、安心を守るのがやっぱり町を担う町長の役目だというふうに信じております。だからこそ、それを現実にしていかなければならないというふうにも思っています。

例えばですが、先ほどから町での独自のサービスということがありますが、守秘義務を交わした対策本部だったりとか、町の中に本部を設置して、ちょっと話が飛びますけれども、コロナは3か月前はゼロでしたよと、今は発生していますよと、身近に近づいてきている今のこの中で考えていかなければならないのは、県からの個人情報を受けること、それができなければ感染者から町の対策本部に自己申告してもらったりとか、自分たちだけで苦しむのではなくて、町がきちんとそれを集めて、こういうケアができるよという情報の発信を出すことによって、町に住んでいる人たちは、もし感染したら保健所のほかに町に連絡すれば、町で独自のサービスをやってくれるのですよだったりとか、そういった部分を知らしめることも必要なかなというふうにも感じています。情報収集をすることによって、感染者、またその家族だったり、近隣の方々に対してのケアの方法をいろんな角度からいろんな形で考えていかなければならないというふうに思っていますので、ちょっとした案はそんな感じの案なのですが、町長、それをどうお考えかなというふうに思います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

大変幅広く今考えを聞かれたのかなというふうに思っております。ですので、細かにご答弁するのはなかなか難しいのかなとも感じながらご答弁させていただきますけれども、まずコロナに対しての立ち向かい方というところが、これが実は一番大事な部分でありまして、正しい情報、そしてまた正しい知識というものを持っていただければ、不要に不安に陥るということは恐らくないのだというふうに思っています。

例えば隣のうちに感染者が発生したからといって、その次自分の自宅で感染者が発生するという理屈は全くございません。やはりその際には接触をしたりとか、その接触をした際にマスクであるとか手指消毒であるとか、いろんな対策にちょっと油断があった場合ということになろうかというふうに思っています。そういうことをまず基本的な知識としてやっていただく、そしてまた覚えていただくというのが、これは不安を増長しないできちんとできる対策であろうというふうに思っています。ですので、町とすれば、国や県から発せられる情報を基に、正しい知識を情報として、これからも広報等を通じてまず発信をしていきたいというふうに考えてございます。

そしてまた、町民の皆さんのとにかく安心、また健康を守りたいという久慈議員の思いは、私どもには十分伝わってございます。私どもも、基本的にはまずそこが一番大事なところだろうというところで対策本部も立ち上げ、やっております。一番怖いのは、これは県のほうもだと思のですが、風評、要はうわさで人が人を非難をしまったり、また孤立させてしまったり、そのことによって起こるまた次の被害ということがやはり一番怖いことなのだというふうに思っています。ですので、個人情報の管理、これは厳しくやっていかなければなりませんし、その上での県、また保健所と町の情報のやり取りということになりますので、そこはなかなか思うような形ではいけないというところが今回のコロナの感染症の大変難しいところなのだというふうに思っています。

繰り返しになりますが、とにかく不安に陥るのは、やはり正しい情報であったりとか、正確な知識とか、そういうところがまだまだ、例えばという話が非常に多くなり

過ぎて、ちょっと混乱をしてしまう。そうならないように、まず個人個人も十分注意をしていかなければならないと思いますし、我々とするときちんと情報発信をしたいというふうに考えているところでございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

私の根本的な趣旨は、どこでコロナが発生しても感染者は孤独だということです。周りからは非難され、そして自分で治していくしかないという形になると、非常に問題だなと思っています。確かに病院やそういったケアする部分はあるでしょう。でも、そういったときにどこかで助けをしてくれるというのは、感染者以外の周りの家族であり、家族に逆に不安を与えるというところもあります。だからこそ町としてのできるサービス、もしくは情報収集、先ほど来知識という話もありましたけれども、確かな知識というのは1回出しても風化されていきまして、何回も話ししていかないとなかなか正しい知識はついていきません。だからこそ、いろんな風評があるというふうに思います。

町としての受皿というのですか、町独自のサービスというものが、今具体的なサービスになるのは、対策本部の中でどういうふうな形になるかというのは、ちょっと今はつかめませんが、三戸町で発生してコロナになったとしても安心して暮らせるのだと町民に思っていたいただけるような対策をしてもらいたいと思います。それをお願いして、次の質問に入らせてもらいます。

## 2. 三戸警察署完成に向けての町の対応について

#### ○11番（久慈 聡君）

2つ目、三戸警察署完成に向けての町の対応について。

今年度予定の新三戸警察署完成に向けて、道路整備等を進める計画について、以下3点質問いたします。

- 1、関根1号線の計画の詳細と進行状況、完成予定について。
- 2、地域の皆様への説明や報告について。
- 3、以前から危険と指摘している旧八日町町内会館前の横断歩道対策について。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

今年度の新三戸警察署完成に向けての道路整備等を進める計画につきましてご答弁を申し上げます。1点目の関根1号線の計画の詳細と進行状況、完了予定についてですが、町道関根1号線は、県道三戸南部線から町民体育館等の町の主要施設や三戸消防署、現在施工中であります三戸警察署へつながる路線であります。平成17年度から道路改良事業を進めているところであり、延長375メートル、幅員6.5メートルから7メートルで、総事業費は約5億円を見込んで計画されたものであります。

進行状況についてであります。熊原橋の架け替え工事を含め、285メートルの改良工事が完了しており、残り90メートルが未完了区間となっているところであります。

完了予定についてであります。未完了区間の用地交渉を粘り強く進め、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の地域の住民への説明や報告についてであります。平成18年1月に地域住民への説明会を開催し、全体計画の内容を説明しているところであります。

3点目の旧八日町町内会館前の横断歩道対策についてであります。ご指摘のあり

ました横断歩道は、県道と町道が交差する三差路となっております。現在は、上同心町及び八日町側の両方から確認ができるよう2基のカーブミラーを設置し、歩行者及び車両の安全確保に努めているところであります。

また、今年度においては、安全対策として、関根1号線から県道へ出る際に減速を促すなどの対策を予定しているところであります。

これまで議員からご指摘をいただきました三差路での蒸発現象の対策についてですが、三戸警察署へ現在申入れをしているところであり、今後引き続き関根1号線道路改良工事の進捗と併せて、県道路管理者や三戸警察署と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○11番（久慈 聡君）**

平成17年から計画立てましたという形であれば、2005年ですね。2005年という16年たつのですね。なぜこれ契約止まったのか、いつ止まったのかお知らせください。

**○建設課長（齋藤 優君）**

いつ計画が止まったのかというご質問でございますけれども、この計画が止まっていたということではなくて、用地の交渉であったりとか、そういったものを進めていく段階で、今の未整備部分が90メートルございますけれども、その部分の用地交渉等を進めていた結果、今のところ遅れているというようなことでございます。計画を止めているということではございません。

以上です。

**○11番（久慈 聡君）**

三戸町の警察署の移転計画というのが決まったのはいつでしたか。

**○建設課長（齋藤 優君）**

三戸警察署の移転がいつ決まったかというご質問だと思いますが、こちらのほうで把握しているのは、今の警察署が整備されている土地を令和2年2月に売買契約を結んでおりますので、その段階でその場所に警察署が建つということになったものだと考えてございます。

**○11番（久慈 聡君）**

計画が止まったと言っていない、ずっと用地交渉を16年間やっていたよという形の答弁でしたけれども、移転計画が決まったときに、計画済みの道路整備というのがストップしたと私は認識しています。そのときに、再度道路整備計画を修正して行ったと思うのですけれども、そうではありませんでしたでしょうか。

**○建設課長（齋藤 優君）**

移転計画が決まった後に、計画済みの部分の道路の整備がストップしていたのではないかなというご質問だと思いますけれども、計画の変更というところに関しましては、今現在もう整備が済んでおります以外の90メートルの部分の未改良区間を工事をするというところで、今用地交渉のほうは進めさせていただいております。令和元年に計画の変更をしているのですけれども、その計画については用地買収の関係で用地を取得できる部分、できなかった部分もありましたので、歩道であったりとか、そういった部分の計画の変更をしているというところでございます。

○11番（久慈 聡君）

計画変更したのは令和元年度ということでしたけれども、平成18年から計画立てて実施していて、用地買収等大変で進まないとなっていて、令和元年に計画変更というのは、ちょっと時間たち過ぎではないですか。なぜそうなったのですか。

○建設課長（齋藤 優君）

経過する時間がかかっていたのは事実でございます。そういった面で、早く関根1号線自体の整備を進めていくために、令和元年に計画を変更して早く進められるような形で計画を変更させていただいたというところでございます。確かに時間がかかっていたということは事実でございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

遅くなった経緯だったり、もうちょっと教えてもらえないですか。現在までの具体的な交渉日だったりとか、どんなことをやったのか、これからの交渉の予定だったりとか、その辺はわかりますか。

○建設課長（齋藤 優君）

これまでの整備の取組ということだと思いますけれども、これまでも関根1号線の整備に関しては用地の取得というところが課題になっているというところでございましたので、その関係する土地の所有者の方々と協議をしながら、ご協力もいただきながら進めてきているところでございます。

具体的にどのように進めていくとかというこれからの部分に関しては、まだ用地交渉自体が調整がついていない部分もございますので、そちらの部分に関してはこれからも粘り強く用地交渉を進めていきまして、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

これ以上話しても駄目かもしれないのだけれども、具体的な交渉日だったりとかありますかと聞いたのですけれども、その辺に関しては答えられないということですか。

○建設課長（齋藤 優君）

これまでの具体的な交渉の日付であったりとか、そういったものに関しては大変申し訳ありません。この場でちょっとお答えすることは差し控えさせていただきたいなと思っています。今後の用地交渉のほうの影響もございますので、内容に関しましては申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

それでしたら、議会終わってから提出するということが可能ですか。私のほうで知りたいと言ったら、それは教えてもらえるものですか。

○議長（竹原 義人君）



暫時休憩します。

---

(午前10時59分)

休 憩

(午前11時01分)

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほどのいつ交渉したのかというところの記録を出していただきたいというような内容だと思いますが、こちらのほうで出せる内容といたしましては、いつ交渉したのかという日にちとか、そういったものは公表は可能かなと思いますが、内容につきましては出せるものではないと思います。情報公開制度に基づきました手続といったものもございますので、そちらのほうでよろしく願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。私は、いつ行政として行動を起こしたのかというのを知りたいだけです。なので、それを出していただければ別に構わないというふうに思います。もっと時間に余裕を持った形で行うことができればいいのではないかなというふうに思っています。

次に、2番のほうに移ります。2006年、平成18年1月に説明会を実施したということのようでしたけれども、そのときどのような説明をしたのか、どこに対して行ったのか、それからどこまで情報開示したのかをお聞きしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

関根1号線の整備に関する住民説明会のことでございますけれども、説明会は平成18年1月17日に説明会を行ってございます。

対象は、その路線に絡む関係者28人の方の出席を求めまして、12人の方に出席をいただいております。

内容につきましては、関根1号線の全体の整備計画、どのような形で道路を通していくのかといったところの説明をさせていただいております。

○11番（久慈 聡君）

場所はどこですか。

○建設課長（齋藤 優君）

説明会の会場ですけれども、中央公民館でございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

質問にちゃんと答えてください。お願いします。

次の質問させてもらいますけれども、地域の人から、どうなっているのだというこ

との問合せがいっぱい来ます。「今後どうなるの、ここは」と、これに関してはどのように回答すればいいですか。

○建設課長（齋藤 優君）

関根1号線の関係の地域の方々からの不安に対する回答をどのようにしたらいいかというようなご質問ですけれども、まず関根1号線自体の整備自体は、確かに今進捗が遅れているというような状況でございますので、引き続き町といたしましては早期に完成するべく用地交渉も進めていきたいと考えてございます。不安に思われている方につきましては、そういったお問合せであったりとか、そういったものがあつた際には、こちらのほうでも誠心誠意お答えしてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

もう一回質問します。地域の人から不安を、「どうなっているんですか」と聞かれたら、私はどう答えればいいのか。

○建設課長（齋藤 優君）

どのようにお答えすればいいかというような対応ですけれども、今現在町の進捗を私のほうからこの場でお話をするのがまず大事な事かなと思っております。確かに遅れているということで、心配に思われている方もいらっしゃるかと思います。そういった中で、議員がどのようにお答えすればいいかというようなことで、お答えにお困りの部分もあるかと思いますが、当方といたしましては関根1号線自体の整備をもっと早急に進めていけるように、用地交渉とか、そういったものを進めてまいりたいと考えております。

○町長（松尾 和彦君）

今建設課長のほうからあつたとおりでございますが、個々の地権者によって対応状況も様々だと思いますので、そういった方にはぜひ建設課、担当の課長のほうまで電話をいただければよろしいかと思います。議員のほうで、いついつまでにこれはできますからという話は、現段階ではまだできる状況ではありませんので、担当課のほうまでお電話いただきたいと思ひます。

○11番（久慈 聡君）

それが聞きたかったです。そうしたら、課長のほうに連絡させてもらうようにしますので、対応していただきたいなと思ひます。

では次、3番目に移ります。関根1号線から県道に入るところですけれども、何回か説明してありましたけれども、何かカーブミラーがあるよと、それから警察にも話ししているということですが、確かにミラーがあります。ただ、あそこの部分というのは、車の停車位置がきちんと決まっているわけではなくて、右折車線と左折車線、両方の車が並んでいるのを見たことがあると思ひます。そうすると、ミラーは役に立たないのです。これでも安全なのかなと私は思うのですけれども。

それで、警察に申し込んでいるということですが、いつ警察に行かれましたか。

○建設課長（齋藤 優君）

今の道路の対策について、いつ警察に協議をしたかというような話ですけれども、

8月28日だったと記憶してございます。

(「もう一点質問したのですけれども」と言う者あり)

○建設課長(齋藤 優君)

カーブミラーのお話でしたけれども、関根1号線から県道に入る部分、小島酒店のところに大きいカーブミラー、あと関根1号線の右側、上同心町側にカーブミラーがついているというところで、2台車が並んでいる状況があって、それだと見えないというようなことでもございましたけれども、停止線も特定されていないというような話でしたけれども、横断歩道の手前に横断歩道があるというところで、その停止線があります。一応そこで確認をして、両方のカーブミラーで確認をしていただいて、歩行者とか車といったところを確認できるものではないかなと考えてございます。

○11番(久慈 聡君)

私が何回か話ししてから現地確認しましたか。もし行ったとしたら、いつ、何時に、その結果はどこですか、結果を教えてください。

○建設課長(齋藤 優君)

関根1号線の丁字路交差点の場所、現地を見ているのかということでございましたけれども、先日8月27日に三戸警察署の交通課の担当の方と現地を見て協議をさせていただいてございます。

内容としては、横断歩道の停止線の手前に「横断歩道あり」という標識がありますけれども、あそこの交差点の安全対策をどのようにしたらいいかというような内容で警察に協議をさせていただいておりますが、その「横断歩道あり」という標識に、歩行者がいますので注意してくださいというような看板等を設置するのはどうなのかというところを話をしましたが、警察のほうとしてみれば、その標識自体には最小限の表示しかできないということで、原則からちょっと不可能かなというような話をいただいております。

また、止まれの標識と停止線をまず設置を、手前の間口が狭いところに停止線を引いて、そこで一旦止まってもらって先に進むという対策はどうですかというような内容の話をいたしました。その先に横断歩道の停止線があるということで、その一時停止自体はあまり効果がないのではないかなというような話もいただいております。

まず、そういったことから、あそこの交差点に関しましては、交通標識とかの規制を行うよりも、そこが交差点であるよというようなところを運転者、ドライバーとか歩行者に分かっていただくような対策がいいのではないかなというような話をいただいております。

これについても、同じく県の道路の担当、道路管理者にもお話をいたしまして協議をさせていただきました。同じような内容で、そこが交差点であるというようなものがすぐ分かるような対策、例えばカラー舗装にするとか、あとは安全地帯にラバーポールを立てるとというような対策なども考えられるかなというような話をさせていただいております。

その道路の改良といえますか、対策につきましては、県に要望を出していただきたいというような話もいただいておりますので、来年度の県の要望に、町として要望を出していきたいと考えてございます。

### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。この内容は、先ほど8月28日という話をされましたが、8月27日ですね。私は、関根1号線を1日に何回も走るので。今回緊急車両が入ということも含めて広がるでしょう、道路が。今現在でも時速40キロ以上で走っている危険だかなと思う車があります。擦れ違うポイントによっては、狭くて危ないと思っています。しかし、道路整備で道路が広くなって車が擦れ違えるような幅になれば、必然的に走る車の速度も速くなります。危険速度は増しますし、危険度も増していきます。これは想定ではないです。人間の速度感覚の違いにより、必ずそうなるのです。

なおかつ、何度も話していますよね、蒸発現象、これはグレア現象ともいいます。夜間、対向車と擦れ違う際に、自車と対向車の前のライトが交差することによって、歩行者がドライバーから見えなくなると、あたかも蒸発したように見えるというのがこの蒸発現象ということです。現在左側から来る歩行者が見えません。これに対して、ヒヤリ・ハットのことを何回か話ししています。1対29で300と言いますよね、300回ヒヤリ・ハットがあれば1回は絶対大きな事故が起きるのです。だからこそ事故が起きてしまったらどうするのですかということは何回も話ししています。

私は、ここの場で話ししています。警察に対応したのは8月27日ですよ、今から1週間ぐらい前ですね。私が話しているのは、令和2年3月に開催されました第487回の一般質問において、町民からの要望やクレームへの対応について、⑤、八日町小島酒店の交差点の蒸発現象対策について、ここで話をしています。最後に私は、私自身も一般質問で危険予測、危険防止、危険管理の件で3度話ししていると思いますというふうに話をしています。また、そのときに、これだけ話ししていて事故が起きたら町で責任取れるのと、対応してもらいたいと強く要望しますと話ししています。

また遡ると、令和元年9月に開催されました第483回の一般質問においても、②、町の交通安全対策に関して、3、町内危険箇所の調査と対策、この件でも話ししています。

さらに遡ると、平成30年12月に開催された第478回の一般質問において、1、役場の危機管理体制について、3、町内の危険箇所、ここでも話をしています。平成30年ですから、既に3年になります。なぜ手をつけないで、1週間前に手をつけるのか、きちんと私が納得できる答弁をしてもらいたい。

### ○建設課長（齋藤 優君）

ただいまの関根1号線に関する危険な部分であるということ久慈議員のほうでいろいろご指摘をいただいているという件で、時間がかかっているのはなぜかというようにございましてけれども、当初関根1号線の整備に併せて、その交差点の部分に関しては県とか警察とかに協力を求めて、どのようにしたらそういった安全対策ができるのかというようなところを、その関根1号線の改良工事に併せてやるというようなことを考えて進めておりました。ただ、今関根1号線が用地交渉自体が済んでいない部分があって、完成がまだ見えていない中で、このままにしておくというようなところも、久慈議員がずっと前からお話をされているとおり、危機管理とか、安全対策とか、そういったものに関して対策を取る必要があると考えまして、先日警察と県のほうと協議をさせていただいてございます。

以上です。

### ○11番（久慈 聡君）

ちょっとあまり納得しませんけれども。

では、玉岑寺から関根1号線に出る見通しの悪い丁字路に関してはどのように考えていますか。

○建設課長（齋藤 優君）

玉岑寺のお墓があるところから関根1号線に出る部分のところについてどのように考えているのかというようなことをございますけれども、今現在あそこの部分から関根1号線に出る際に、両方から来る車が確認できるように、カーブミラーを玉岑寺のほうで設置をしていただいているというように聞いてございます。

あの部分に関しましては、確かに買物をする方であったりとか、あと近くに保育園等もございますので、子供であったり、多くの方が利用されているような場所でもあるなど認識はしてございますけれども、そういった部分でカーブミラーとか、そういったもので安全を確認していただきながら歩行していただきたいなと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

あそこは町道ですよ。玉岑寺がつけるものなのかなとちょっと思いますけれども、あそこは危険箇所でもあると思います。関根1号線をただ拡幅するというのではなくて、あそこは緊急車両が入るのですよと、拡幅することによって車の速度も今以上に上がるのですよと、歩行者がいるのですよと、あそこに歩道はありますか、ないですよ。それも含めて考えていかなければならないのではないのでしょうか。

それに、上同心町からのほうの関根1号線に出る部分、見通しの悪い丁字路、あそこに関しても、あそこの急な坂で冬に転んでいる人が結構いるのです。そういうところも含めて、もしあそこの部分を直すのであれば、そういった目線も考えてもいいのではないかなと私は思うのですけれども、どう思われますか。

○建設課長（齋藤 優君）

今議員からご指摘をいただきました件の部分に関しましても、今度協議を考えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今度考えると答弁されましたけれども、考えて計画を立てるのですよね、考えていなければなりませんよね。なぜかという、ちょっと課長に質問しますけれども、三戸町の交通安全条例、第3条に町の責務があります。「町は、町民の交通安全意識の高揚や交通安全を確保するため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全対策の実施に努めなければならない」と書いてあります。また、「町は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他の関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする」とあります。あした事故があってもおかしくないと話ししてから3年放置されているわけですよ、今後も考えていきますよと、ちょっと前回の答弁もそうですけれども、納得できないのですが、基本的に安全を守るために条例があって、その条例のために動いているという部分があると思います、町道ですから。それに対して、本来であればこのような形でやっていかなければならないと、でも今現状こうだった、だから今こうなっていますというのだったら分かるけれども、ずっと動いていました、でも今がありますという答弁だと、ちょっと私は納得できないのですが。

○建設課長（齋藤 優君）

交通安全条例に基づいて、道路整備とかそういったものに関しては協議とかを進めていくというのが町の責務だというようなことは認識してございますので、今後そういった部分に関してご意見とかご要望があるものに関して、現地とかそういったものを確認させていただきながら整備、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹原 義人君）

久慈君に申し上げます。発言時間、次の質問も控えておりますので、簡潔に願います。

○11番（久慈 聡君）

では、この件に関しては最後の質問にしますけれども、先ほど関根1号線をやる時に一緒にやるという話をしましたけれども、私は3年前から危ないよという話をしている。それでいて、やっと行動に移したのが1週間前というのはなぜですか。

○建設課長（齋藤 優君）

関根1号線に関する整備に時間がかかっていると、その対策に時間がかかっているということでございましたけれども、先ほども交差点の安全対策等につきましては関根1号線の整備に併せてやっていくというようなことを考えてございましたので、時間がかかっていたということでございますが、そういったことでは関根1号線のほうの用地交渉であったりとかがまだ進められていない、用地がまだ調整がついていないというような段階でございましたので、その整備まで待っているということは安全対策としては後れを取るというような考えがありましたので、確かに遅くなつてはございましたけれども、今回の一般質問の内容を踏まえまして、警察との協議も進めてまいりまして、あと県ともお話をいたしました。今後そういったところで、警察、あと県ともお話をしながら、どういった方法が最良なのかといったところをまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今後も私は確認していきます。よろしくお願いたします。

三戸警察署が三戸にあるということによって、町民の安全と安心というのは格段に上がっています。本当にありがたいなと思っております。16年前から関根1号線の計画も動き始めて、その後頓挫していると私は認識していました。動いているという答弁をいただきましたけれども、新たに三戸警察署ができるまでに拡幅するという形に動き始め、設計の見直しも対応していると、用地交渉、用地買収で遅れている現状等も聞いています。ただ、先ほど来言っていますけれども、安全対策に対しては用地交渉が進まない、用地買収が進まないということではない。危険防止というのは、すぐ対策しなければならないということは、ヒヤリ・ハットでもそうですけれども、認識しているかと思えます。それに対しての行動がやっぱり遅過ぎると私は思います。

3年前から関根1号線で蒸発現象の危険箇所に関しては指摘して、拡幅すればもっと危ないと、そういうふう考えられる中で、対応の優先順位が低い、そう思っています。これは、事故を未然に防ぐのではなくて、事故が起きないことを願っているとしか言いようがないというように私は考えています。私の所管する建設農林常任委員会では、委員とともに必ず現地を見て、委員全員で安全性を考えて評価して、そして優先順位を委員会として決めて、建設課、農林課に指示して、提示して、そして予算

計画の資料として作成しています。これをやってきています。これ根底にあるのは、町民に対しての安全と安心を私たちはやらなければならないと思っているからやっているわけです。それが一番だと思っているから、優先順位決めるのが。ただ実行していますと動いているだけでは優先順位は決まっていない、それと並行してやると、ちょっとお粗末だなと私は思います。速やかに関根1号線の安全対策をお願いしたいと思います。

### 3. 三戸中央病院の今後について

#### ○11番（久慈 聡君）

長くなりまして申し訳ないですけれども、次に行きます。

3つ目、三戸中央病院の今後についてということで、令和2年度では一時借入金7億8,000万円、一般会計から6億6,976万円の繰り出しを行って、三戸町民の命を守っている三戸中央病院について、以下4点について質問いたします。

- 1、当初予算の赤字予算を改善する方法について。
- 2、現在の病院改革プランに対して、現在の改革の状況について。
- 3、次期病院改革プランの立案状況について。
- 4、新しい病院院長の示す方向についてお願いします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、三戸中央病院の今後について、4点の質問にご答弁を申し上げます。

初めに、当初予算における赤字予算の改善についてであります。三戸中央病院の経営を取り巻く環境は、近年医療従事者の不足等によって医業収益が伸び悩む一方、僻地医療、不採算医療を提供する公立病院としての重要な役割に要する医業経費の急激な削減を回避するため、平成29年度の当初予算から、やむなく赤字予算をお願いしてきたところであります。

決算段階におきましては、平成30年度及び令和2年度は赤字となりましたが、平成29年度及び令和元年度は黒字となっております。また、今年度は7月までの4か月間、医業収益が当初の見込みを上回っていることから、経営を取り巻く環境に大きな変化がなく推移したとすれば、当初予算での赤字額は大幅に圧縮できるものと見込んでおります。

来年度の予算につきましては、既に事務局が編成の準備に着手しているところであり、非常勤科の見直し及び業務改善による人員の効率的配置による医業収益の向上、業務の外部委託の拡大等による経費の削減について検討を進めているところであります。

人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、さらに終息の兆しの見えない新型コロナウイルスの影響により、医療需要が大きく変化しておりますが、三戸地域の公立病院として必要な医療提供体制の確保を図るとともに、経営の効率化による持続可能な経営を目指し、引き続き地域医療の役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、現在の病院改革プランに対しての改革状況についてであります。直近の改革プランは、国の新公立病院改革ガイドラインに基づき、平成28年度に策定し、令和2年度までの5か年が計画期間となっております。

本プランでは、経営効率化の項目において、収支の改善、経費の削減についての目標を掲げており、収支の改善では経常費用に対する経常収益の割合である経常収支比率、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率について、具体的に数値を

設定しております。

経常収支比率につきましては、平成28年度の目標84.2%に対し、実績は89.5%で、達成度は106.3%、平成29年度の達成度は102.8%と目標を達成しておりますが、平成30年度から令和2年度までの達成率は100%を切っております。

医業収支比率につきましては、平成28年度の目標74.2%に対し、実績は77.9%で、達成度は105%、平成29年度の達成度は102.3%と目標を達成しておりますが、平成30年度から令和2年度までは経常収支比率と同様、達成度は100%を切っております。

なお、本計画においては、平成30年度に病床数を削減し、令和元年度において当該削減分を老人保健施設等へ転換することを前提に目標設定をしてきているため、平成30年度から令和2年度までの達成度が全体的に低くなっておりますので、その点をご承知おきいただきたいと存じます。

次に、次期病院改革プランの立案状況についてであります。国では当初、令和2年度に新公立病院改革ガイドラインを改定し、各公立病院に対し、令和3年度以降のさらなる改革プランの策定を要請する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、現在までのところガイドラインの改定内容並びに改革プランの策定についての通知がなされていない状況であります。

しかしながら、次期プランにおいても、経営の効率化に係る収益の確保、経費削減に関する取組は必要であることから、今年度は医業収益については前年度の実績を上回る数値目標を設定するとともに、医業経費のさらなる削減に取り組みながら、新プランの策定作業を進めているところであります。

最後に、新しい病院長の示す方向性についてであります。葛西新院長は、自治医科大学卒業後、青森県職員に任命され、高い見識と、人一倍熱い信念に基づき、長きにわたり青森県の地域医療に携わってこられた方です。

当院には、平成19年4月から平成22年3月までの3年間、副院長として勤務したほか、それ以前には現在の田子診療所、当時の田子病院の副院長及び院長として12年間勤務されておりますので、当地域が抱える課題や特性、必要な医療サービスについての深い知見をお持ちであることから、新院長として最適任者であります。

私は、葛西院長とのこれまでの打合せや病院の朝礼において、院長の考えをよく聞いておりますが、その中でも特に「地域の病院として、地域存続のために、住民の皆様が安心と安全を提供しなければならない。そのためには、病院だけではなく、地域住民とも手を取り合って進めていかなければならない」という考えに強く共感しているところであります。

地域医療の充実は、直ちに収益面につながるものではございませんが、三戸中央病院が必要な医療サービスを提供することが地域の皆様の安全、安心につながるものと認識しておりますので、葛西院長以下、病院職員、そして住民の皆様と一体となって、地域のための病院事業を展開してまいりたいと考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

よく分かりました。まず1つ目、当初予算での赤字予算、これに関しても分かりました。総合的な形で、改善に向けていっていただければいいなというふうに思います。

次の質問のほうに移ります。2番目です。改革プランに対してですが、平成28年から令和2年までの5年間で電子カルテ化、それから医療事務、会計システム導入を行ったことについて少しお聞きしたいと思います。電子カルテ化のシステムで、トータルソフトに大体幾ら計画して、幾ら支払ったのですか。



○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

電子カルテ関連の導入に要した経費ということでございます。まず、オーダリングシステム、検査等の指示、受付、結果の送受信を行うオーダリングシステムと呼ばれるシステムに4,190万4,000円、カルテの記録、診療計画を電子化するということの電子カルテシステムに5,140万8,000円、合計で9,331万2,000円を要しております。その導入後に一部運用段階で端末が不足しているということが確認されましたので、追加端末として導入経費237万3,000円を要しておりますので、これらの合計で9,568万5,000円となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。この金額を使って、人材、人員教育、業務改善は終了して、問題なく今現在業務が遂行されているという認識でしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

お答えいたします。

これらシステムの変更に伴う職員への教育につきましては、終了して、業務が続けられております。しかしながら、業務改善につきましては、令和2年10月のフル稼働ということであり、まだ1年を経過しないという状況の中で、いまだいろんな面で改善点は見受けられるということで、それにつきましては日々診療に関わるものですので、スピーディーに改善策を検討して実行に移しているところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

システム変更に伴って、いろんな改善点というのは絶対出てくるわけです。やっぱり人的な教育に対しての問題点だったりとか、ハードウェア的なものだったり、ソフトウェア的なものが出てくると思うのですけれども、改善要求とかそういった要望が今現在もあるのかどうかということ、それがまた改善できる状況かどうかお聞きします。

○病院事務長（沼澤 修二君）

システムに関する改善の要望等は、今でも随時事務局に届いております。これまでもフル運用開始後50件ほど届いておりまして、改善できたもの、現在まだ改善の検討中のもの、あるいはシステム自体の改善は望めないものについては現場の運用による対応ということで進めております。改善できているものも多数ございますので、よりよいシステムの運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今回質問するに当たり、病院改革プランの実績の一覧表というのを頂きました。ありがとうございます。内容を確認させていただくと、病院経営に対して、町の人口減少が直接的な影響を与えているようにはちょっと思えませんでした。ただ、冒頭でもちょっと話しました一時借入金、一般会計からの繰出金はやっぱり増えてきているということ、それから給与費も上がっています。このように分析等を行

って次年度も計画を、今その改善プラン、改革プランで進めているというふうに考えてもよろしいですか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在経営改革プランにつきましては、令和2年度までの直近の改革プランと同様、収支の改善、経費の削減、収入確保について案を持ってございます。例えば町長が答弁の中で経常収支比率の実績について、平成28年度は89.5%、平成29年度は94.7%とお答えしておりますが、平成30年度から令和2年度までの3年間を含めまして、5年間におきましても最高実績は95.5%ということで、100%を超えたことがございますので、今年度はこの数字を102%前後を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

改善プランというのは、立案しなければならなくて立案するのがありますけれども、実質上はどうやって経営していくかということの前提のための指標となるのかなと思っています。そういった部分に関して進めていっていただければなというふうに思います。

3番目のところでの質問のことになるのですが、職員に対してちょっとお聞きしたいのですが、意識改革の部分です。赤字ではあるのですけれども、町にとっては重要な施設であって、存続していかなければならない施設であるという認識をしています。こういう認識、意識改革というのですか、今現状置かれている職員の立場として、私たちはこういう状況で仕事しているのだということの認識というのは、単なる経費削減という末端までの指示ではなくて、中間管理職の当事者意識というのはあるというふうな形で認識されていますでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

当院におきましては、交替制勤務の職場がございまして、口頭のみでは全職員に対して正確な情報を伝えることが困難でございます。このため、重要事項につきましては、院長通知あるいは事務長通知によるほか、各会議とか委員会の議事録等の回覧で情報伝達がなされております。

また、文書や議事録が作成されていないようなもの、例えば毎月の朝礼で院長や町長が伝えた内容については、看護局であれば全職員が閲覧できるような申し送りノートに記載され、情報伝達されております。

交代制勤務以外の職場におきましても、所属長または主任等の中間管理職からミーティングなどの際に伝えられております。

さらに、各所属の中間管理職以上で構成する病院運営連絡会議がございまして、これは毎月開催しておりますので、この会議でしっかり中間管理職に方針を伝えて、それは全職員に共有されて、必要な取組につながられているものでございます。

今後におきましても、今ご指摘のありました中間管理職をはじめ、各責任者が最大限にその役割を果たすことができるように、会議の進め方、資料の出し方を工夫して、情報共有とか共通理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。ちょっと安心しました。ちゃんとした管理がきちんと行われていて、それが実行されているというのであれば、目標値も設定されているという形になるかと思えます。東山先生はご苦労さまでしたという形になりますし、今後も続けてもらっていると思えます。葛西先生に対しては方向性が同じ向きで、事務局と同じ方向でやっていればいいかなと考えていましたけれども、町長の答弁もありましたし、非常に満足というか、安心している部分もあります。

前々より病院は医者に来てくれれば治せるということでありましたけれども、実は私はそうはあまり思っていないくて、今町長の尽力もありまして医者も増えて現在に至っていると、このコロナ禍の中で病院が町にあることが非常にありがたく、そして町民も感謝していると思えます。だからこそ病院の維持、経営に関しては今後もっと関係者だけではなく、地域住民、町長の答弁もありましたけれども、地域住民も巻き込んで経営していくことがなくてはならないと思っています。病院の改善、改革を実行することで、その改善により少なくとも痛みが出てくるかと思えますけれども、地域が必要であるという思いが強くなれば、おのずと解決策が生まれてよくなると考えますので、医師、それから看護師、職員が一緒になって前向きに経営を……

○議長（竹原 義人君）

久慈君に申し上げます。発言時間の制限を超えていますので、簡潔に願います。注意します。

○11番（久慈 聡君）

医師、看護師、職員が一緒になって前向きに経営を考えていただけるように期待しまして、時間はちょっと過ぎてしまいましたが、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

---

（午前11時46分）

休 憩

（午後 1時00分）

---

<10番 千葉 有子議員>

1. 放課後児童対策事業について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により一般質問いたします。

1項目です。昨今、子供たちを取り巻く環境が変わり、子供たちが健全に育つには学校、家庭、地域だけでなく、放課後の過ごし方が大切になってきていると考えます。この時間の育み、時間の過ごし方も、発達の著しい成長期の子供たちにとって重要と考えます。当町の学童施設の利用児童も増えていることから、放課後の居場所においての課題、問題、今後の対応、対策について、次の質問をいたします。

1つ目です。国は、子育て支援に力を入れると宣言し、子育て支援施策を一体的に推進する官庁の必要性について議論されているところです。メディアでは、こども庁と具体的な名前と呼ばれています。子育て支援は、教育と福祉が表裏一体ですが、福祉行政の施策を教育行政へとなると、数々のハードルがあると考えます。当町で学童保育を教育委員会が所管することについての認識と見解について伺います。

2つ目、学校現場では、児童生徒の多様性に向き合う環境整備、人員配置などに工夫されているようですが、学童保育の場においても、それに準ずるような人材の配置が必要と考えます。例えば専門的知識を有する人員の配置は、子供の安心とほかの職員の安心にもつながると思いますが、意向を伺います。

3つ目、放課後児童の居場所で職員、支援員の配置についての現状を見ると、今後も人材の確保が課題となってくるものと思います。職員の適正配置や支援員の育成、補助員の活用などについて、どのようにお考えか伺います。

4つ目、中央児童館の利用児童数が増えることから、早い段階での改修などで対応していますが、人数が多いことからの問題、課題があるものと考えます。国からの面積や人数の基準も厳しくなっていることや、子供たちの様子も踏まえ、他市町村では分割しての運営も増えてきていますが、これについて当町の見解を伺います。建物内での分割はあるものと承知をしています。

5つ目、保護者からの要望等を情報共有し、対応できる仕組みづくりはあるのか伺います。

答弁お願いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員の質問にお答えを申し上げます。

放課後児童対策事業につきまして、5点の質問にお答えを申し上げます。当町では、地域社会の中において、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、厚生労働省が所管する放課後児童クラブ（学童保育）や、文部科学省が所管する放課後子ども教室を実施しております。国では、この2つの事業を省庁の枠組みを超え、新放課後総合子どもプランとして、子供たちの居場所確保を大きな目的に事業を推進しており、当町においても総合福祉センターふくじゅそうで実施しているほっとステーションを含めた三戸町放課後子どもプランに基づき事業を実施しているところであります。

1点目の学童保育を教育委員会が所管することについての認識と見解についてであります。現段階においては住民福祉課からの所管替えは予定していないところであります。今後国において子供関連の施策を一括して所管する行政組織、こども庁を創設する方針を示しておりますので、町といたしましても動向を注視しながら、放課後の居場所づくりについて関係機関と連携し、一体的に進めていく必要があるものと考えております。

2点目の専門的知識を有する人員の配置についてであります。子供の特性や個性、発達段階に応じた支援は、学童保育の現場においても重要であると考えております。町では、町内の保育施設や児童館、ほっとステーションにおいて、保健師による子育て

て巡回相談を実施しており、施設職員に対し、保育内容や保護者への対応、支援についての助言を行うとともに、施設を利用する保護者からの子育てや子供の発達等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなどの対応をしております。

専門職の配置につきましては、今後考慮すべき事項と捉えておりますが、まずは子育て巡回相談を継続するとともに、職員の研修機会を確保するなど、質の向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目の職員の適正配置や支援員の育成、補助員の活用についてであります。町では学童保育の適切な実施に当たっては、十分な職員配置や職員の質的向上が必要不可欠であると考えているところであり、可能な限り保育士や教員免許等の基礎資格を有する方を中心に配置しております。

また、放課後児童支援員の研修にも毎年派遣するなど、職員のスキルアップに努めているところであります。利用者が今後も高い水準で推移していくことが予想されますので、適切な人員配置となるよう努めてまいりたいと考えております。

4点目の施設の分割運営に関するご質問でございますが、中央児童館では今年度から高学年の受入れを開始するため、施設の一部改修を行い、児童室を増設しております。支援の単位を分割し、小さくすることで、子供一人一人にきめ細やかに向き合うことができるよう対応を心がけるとともに、当面の運営は現在の場所で行うことといたしております。

5点目の保護者からの要望等の情報共有や対応できる仕組みについてですが、学童保育を実施している中央児童館、斗川児童館では、それぞれに投書箱を設置するとともに、父母の会開催時には職員も参加し、直接要望等をお伺いすることとしております。また、保護者からの相談は随時受け付けており、その内容については職員会議等で情報を共有し、住民福祉課とも協議をしながら対応いたしております。父母の会代表者には、児童館運営委員会や子ども・子育て会議の委員としても幅広くご意見をいただいております。

#### ○10番（千葉 有子君）

ありがとうございます。1つ目について伺います。

現段階では、老人センターの中で子ども教室と児童館と、学校のつながりということで一体化として認められています。今町長が申し上げられたように、国の法整備がないと進めないということは承知しているのですが、今回この質問をいたしましたのは、学童も教育委員会で管轄していて運営がとてもスムーズにしているという実例もありまして、また隣の県の町で行っている実例もあることから、この質問をいたしました。

そして、これまでも福祉担当課と教育担当課の連携が見られていなかった事案があったり、またこの春、放課後の居場所利用で、複数の児童に心の負担をかけてしまった事実があったことから、トップを1つにできたらいいのではないかなという思いから、この質問をいたしました。

相談申し上げているときは、担当課の職員の皆さんもきちんと耳を傾けてくださりまして、対応して下さっていたのですが、やはり担当が違うということの壁は否めませんでした。

ちょっと質問が適当でないかもしれませんが、所管を移すことが可能でないのであれば、放課後子どもプラン運営委員会というのがあるのは承知しています。それと別枠で、教育委員会がトップリーダーとなって横のつながりを強化できるグループ組織、チーム体制のようなものは役場内につくれないものなのでしょうか、伺います。

### ○住民福祉課長（馬場 均君）

千葉議員からのただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

放課後子ども児童対策は住民福祉課のほうが所管になっているということで、一部教育委員会のほうで行っております事業等もごございます。そちらの関係ですとか、横の連携が取れていないのではないかというふうなお話をいただいたところのございます。こちらに関しましては、議員からもお話がありましたけれども、放課後子どもプラン運営委員会、今のところまだ活発な意見という形にはなっていないかもしれませんが、今後各種様々な問題等発生したものにつきまして、そちらのほうで委員の皆様、教育委員会、住民福祉課、それから各施設の代表者等も入っておりますので、そちらのほうで協議をしながら情報交換を進めながら、課題のほうの対策ということで進めてまいりたいというふうに現状としては考えております。

以上です。

### ○10番（千葉 有子君）

放課後子どもプラン運営委員会で活発な議論がなされるということです。今回町の担当のほうから、この放課後児童に対する課題、問題をきちんと活字にされていたのを私も拝見しました。それはすごく素晴らしいことで、よかったなと思います。その会議も大変活発で、建設的な会議であるということは私も聞いておりました。今答弁にもありましたように、本当に横の連携を強くして行っていただければありがたいなと思います。

ちょっと参考までですが、隣の県の町、181名の児童数がある町です。放課後子ども事業を、全部児童クラブも子ども教室も教育委員会の所管として、学校教育グループ、社会教育グループとして運営を行っているとのこと。でも、ここは幼児施設も全部公立なので、縦のラインがというか、話合いも会議も取組もスムーズにしているということをお聞きしました。今住民福祉課長からもお話があったように、そういう町の例もありますので、所管を別にすることは難しいとしても、縦の連携、横の連携をしっかりと行っていただければありがたいと思います。

先ほど子ども庁のお話も出ましたけれども、先般7月7日に政策の基本方針を年末まで取りまとめるようにと官房長官や厚生労働省の幹部の方に指示が出されたようで、これから議論が尽くされてから各自治体に下りてくるものだと思います。その折には、どうか町営の強みを生かして、三戸モデルとなるよう期待いたします。

では、2つ目のことについて再質問いたします。1点目、放課後の居場所施設に保健師の方の訪問が行われているということですが、町内全ての施設なのか、サイクルや取組内容について詳しくお知らせください。

先ほど民間の学童の名前は出てこなかったように思うのですが、ミューズですね。何かちょっと聞いたところだと、そういうところにもみんな回っていますよというお話だったのですか、そこもちょっとお聞きしたいと思います。

2点目、町の子育て支援策の資料の中には、町独自の研修を行うという案も示されておりました。例として、子供の発達支援に関する研修という文言もあります。先ほどの答弁に研修を重ねるといふ答弁もありましたが、児童数も増えている中、子供の発達に応じてどのように配慮されるか、そういう知識習得などの町独自の研修の実績や今後の計画などありましたら伺います。

3点目、児童クラブへは、県の療育センターや関係機関からの派遣による児童や職員との接し方などアドバイスを受けることができるかと思いますが、当町では活用があ

るか、答弁できる範囲で結構ですので、伺います。

以上3点、答弁お願いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

初めに、子育て巡回相談、こちらのほうからご説明申し上げたいと思います。

事業内容でございますけれども、保健師1名でございますが、町内の保育園、幼稚園、児童館、あとはふくじゅそうで行っておりますほととステーション、全部で6か所になりますけれども、こちらのほうに訪問して相談を受けると。相談者は、保育士であったり、父兄であったりということになってございます。訪問の回数でございますが、6か所に対しまして年間で合計33回になります。その場で受けた件数でございますが、全体で75件のご相談を受けておりまして、相談内容といたしましては、園児の発育ですとか、あとは行動、それから家庭環境等々についての相談内容であるというふうなことでございます。

こちらに関しましては、日程等を周知するために、各施設のほうを通じましてチラシを保護者の方へ配布しておりますが、今後ホームページ等も活用して、さらに周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

あとは、子供の発達支援に関する研修への参加ということでございますが、県等で行います研修会のほうに職員を派遣するという形で実施しておりまして、今年度も実施する予定になってございます。

あと、療育センターからの職員派遣等についてでございますが、こちらの療育センターからの職員派遣に関しましては現在のところ受けていないというところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

保健師の巡回は、よく分かりました。

それから、先ほどの答弁でもなかなか専門職の配置は難しいということなのですが、町の経験値のある方の人材活用も効果的かと思えます。養護教諭経験者とか、支援学級担当経験者などなど、時折のパートでの支援や折々のスポットでの雇用、また研修も行っているということですが、町にいるそういう知識を持った方からの研修の講師としてもお願いできるものではないでしょうか。町立がゆえに、そういう方の学校からの人材の情報も取りやすいかと考えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

町の職員で、例えば教職免許等を持った職員の活用……ではない。

○10番（千葉 有子君）

支援を必要とする子のための質問です。

○住民福祉課長（馬場 均君）

支援を必要とするお子さんに対しての専門職ということで、養護職員、養護教諭とか、そういった資格をお持ちの方の雇用というふうなお話だと思います。そちらにつきましては、まず基本的に配慮を必要とするお子さんの受入れ、こちらのほうを行うに当たりましては、お子さんや保護者との面会の機会を設ける、それから健康状態や

発達状況ですとか、あと家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握して、計画的に支援していかなければならないものというふうに思っております、そのために養護教諭等の専門職が必要なのではないかという趣旨であるというふうに認識しております。

まず、現在のところ、先ほどもお話し申し上げましたが、子育て巡回相談のほうもございます。そちらで同様の役割のほうを担っていただいているというところもありまして、当面は現状のとおりというふうに考えておりますが、まず現場のほうの状況等、こちらのほうも踏まえまして、必要となれば職員の配置等も踏まえた別の方策も考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

養護教諭経験者とかの雇用でなくて、なかなか専門職の方の配置というのはどこでも難しいと思います。そういう経験した方とか、支援学級担当経験者の先生方も三戸町にはおられるようです。そういう方を何かちょっと方法を探って、そういう方たちの力を、いわゆるスーパー専門職でなくても、そういう人材を活用していただければいいのではないかなど。人員不足の協力と、それから職員の人たちの知識の取得にもなりますので、そういうことを考えてくださってもいいのかなということなので、考えていただければ、それでよろしいです。

あと療育センターからは、今特別に来ていないということですが、いろんな学童の方のお話を聞いていますと、特にこういうことで困っているのではないけれども、子供の対応と、それから私たち職員の対応も見てほしいということで県のほうに依頼すると、短時間ではありますけれども、二、三時間来て子供の様子とか職員の様子を見て、職員に例えばこういう子に対するときにはちょっと短い言葉のほうがいいよ、遠くから話すのではなくて近くがいいよとか、当たり前のようなことなのでしょうけれども、的確なアドバイスを受けてとても助かるというような話も聞いていますので、必ずしもこういう子がいるから療育センターの方に来てくださいというのではないのかなど、もしそういう利用できる機会がありましたら、そういう利用もお願いできればいいなと思っております。

あと、では3つ目のことについて再質問いたします。現在学童施設においては、町職員が数名かと思えます。この先保育士や保育教諭など計画的職員募集などをお考えでしょうか。

2点目、児童数が増えたことやシフト勤務体制、様々な観点から課題が落ち着くまで、町職員からの人材配置はできないもののでしょうか。教員資格のある人、また学童経験者、ボランティアで子供たちと向き合っている職員などおられると思えます。適材適所の検討も、支援員不足や課題の軽減の一翼を担ってくれるかと考えますが、意向をお聞かせください。

3点目、学童施設でも人材不足からの補助員の活用は国のほうでも推奨しています。先ほど支援員の文言も出てきましたが、当町の施設では何名の方がおられるか。また、その方の支援員補助としての研修はどのようにしているか伺います。

4点目、放課後の居場所においては、三戸学園の教育支援部のチューターの方が複数支援員として子供たちの育成に協力していて、力になっています。熟年の経験値の高い、また中堅の支援員と、いろいろな大人の人の人的環境が大切かと考えますが、支援員不足解消の一つとして、短大や大学、時間講師の若者の活用も見られています。若いエネルギー、体力指導員も学童施設には必要不可欠かと思えます。募集の仕方や



雇用において、学生などの担い手は町立だから難しいものなのか、可能なものか。他市町村では、子供との関係や、ほかの支援員の働き方にも功を奏していると聞きます。どのようにお考えか。

4点、答弁お願いいたします。

#### ○住民福祉課長（馬場 均君）

まず、1点目のご質問でございますが、児童数が増えているということで、職員の配置に関して今後保育士を採用する計画はないかということで、こちらにつきましてですけれども、会計年度任用職員の配置等につきまして、登録申請児童数、こちらのほうに合わせまして配置人員のほうを決定しております。児童館につきましては、現在の正職員のほか、会計年度任用職員で対応していくという考えでございます、保育士の資格を有します新規の正職員、こちらの採用のほうにつきましては現在のところ考えていないというところでございます。

次、2点目でございますが、教員免許等を持った職員のほうということでございますが、こちらにつきましては、まず三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらのほうの10条のほうで配置する職員について規定しております。同条の第3項、こちらのほうで「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」というふうに定めておまして、こちらのほうは4号に教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者というふうに定めておまして、教員免許を持って都道府県知事が行う研修を修了すれば、放課後児童支援員ということで従事することが可能になっているというところでございます。

ただ、こちらの放課後児童支援員につきましては、まず子供たちが心身ともに健やかに育成されるということが何よりも大事であるということから、当町におきましてはその育成環境、こちらのほうを保障するため、適切な訓練を受けた職員の支援を重視するというところで来てございます。このため、当町の児童館に配置されている放課後児童支援員につきましては、保育士の資格を有する方ですとか、あとは経験年数等専門性を重視した上で採用を行っているというところでございます。

一般の職員の教育職員免許、こちらの有無につきましては、採用のときの条件というわけではございませんので、特段把握しているというところではございません。現在職員何人いるかとかというところが分かっていないところでございますが、それをもって児童館へ配置するというのはちょっと困難なところであるというふうに考えております。

それから、業務の専門性の観点からいたしましても、通常的一般事務と放課後児童支援員、こちらのほうを兼務するというところは十分困難であるのかなというところも考えております。したがって、教員免許を持った職員を児童館に配置するということにつきましては、現在のところ考えていないというところで、今後も引き続き会計年度任用職員のほうの配置、こちらで対応してまいりたいというところでございます。

次、3点目でございます。補助員が何人いるかというところと、あと研修のほうはどうなっているかというところでございますが、中央児童館でございますけれども、職員が館長を除きまして10名となっております、内訳が放課後児童支援員が6名、補助員が4名となっております。4名補助員になっているのですけれども、保育士または教員免許等を保持している方というところでございます。保育士等の資格保持者であっても、先ほども言いましたけれども、認定研修のほうを受けていないとまず放

課後児童支援員ということにみなされないということで、補助員として扱っているというところがございます。

斗川児童館のほうでございますが、館長を除きまして職員7名ということで、そのうち学童に関わる職員が4名になっております。4名のうちの1名が放課後児童支援員ということで、補助員が3名となっております。こちらのほうは補助員ですけれども、保育士の資格を持っている方が1名、あとは調理師の方が1名、あとは資格がない方が1名、こちらはそうっております。基礎資格のほうを有していない職員に対しましては、特段の研修は行っていませんというところがございます。

もう一点です。人材の確保に関して、学生の方のアルバイトですとか、そちらのほうの採用、活用というのはどうかというふうなご質問だったと思います。これにつきましてですけれども、基本、学生アルバイトにつきましては大学生が中心ということになると思いますけれども、当町の場合、何分地理的な条件というところもございまして、通常時においては多分ちょっと厳しいところがあるのかなというところと、あと長期の休暇、こちらのほうであっても、職務の内容、勤務の内容というところで、一定程度継続した期間を勤務していただかないと、ある程度の習熟というのができないというところもありますので、短期でお願いするというのも実際には厳しいのかなというふうには認識しております。

今後の人材採用というところにおきましては、高齢の方の活用を含めまして、資格要件の緩和ですとか、そういったところを柔軟に対応しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○10番（千葉 有子君）

町の職員の配置は、法律上のこともあり、難しいということでしたが、短期と言ったのは兼務ではなくて、1年、2年の単位でそういう方を配置するのもどうかと思ったのです。というのは、あまり学童施設のほうに、教育、教育ということは、もちろん色濃くしてはいけませんし、ある町の担当の方ともちょっとお話ししたら、教育ということの色濃くしてしまうと支援員、保育士たちが後ろに引いてしまうと、なので本当は学童にも、教育といっても学校教育とは違う、もちろんそうなのですが、そういうことを言うと、ちょっとそういうこともあるのですよねとかという話も伺いました。

今の支援員の方たちがきちんと基礎資格を持って、それから基礎資格の上で2年間という実務があると放課後児童支援員という国からの認定というのですか、県からの、そういうのがあるというのは分かるのですが、ちょっと今町からの課題にも挙げられたように、人数が増えたことで、増えたことからだけではないと思うのですけれども、先生たちにも負担が行って、ちょっと疲れている感じも見受けられるのかなと思って、もちろん事務方の方が、役場職員として入った人が学童に行くというのは難しいかとは思っているのですが、こういうことを実際にやっている市町村もあって、それは町長の声一つで実現しているようですが、ちょっとそういうことも考えていただければいいのかなと、そういうことから思いました。

あと学生の担い手は、いろんなことから難しいとお聞きしたのですが、これはほかの自治体の例なのですけれども、学生が学童保育に関わることによって、学童保育という存在を知って関心を持つようになったそうです。それが、たまたまでしょうけれども、人材の取得にもつながったと聞きました。私の知っている娘さんで、三戸に在住して八戸の大学に通って、保健師と看護師の資格を取るために学校に通っていらっ

しゃる方がいるのですけれども、その方はアルバイトをしながら頑張っています。ちょっと理想的なことかもしれませんが、町でそういう仕組みがあれば、そういう方が学童保育に関わることで、保健師、看護師という目標があるのであれば、子供たちと触れ合っている時間も貴重な時間になるのではないかなと。さっき時間的なこととおっしゃいましたが、その方は、たまたまその方に固執するわけではありませんけれども、大学生となると3時から5時まで来られるとか、それから長期休暇ですか、そういうのも使えると思います。町でそういう例があるのだなと思えば、私たちも情報をその方に届けたり、町全体で学生が三戸町の学童で働いてくれるねという、先ほどほかの自治体の例を言ったのは、何かそういう感じで町全体として広がったそうなので、学生の雇用もあって、子供たちにとってもすごく、実習生が来ると子供たちは喜ぶのですよね。やっぱり若い人たちがちょっと入ってくれることによって、もちろん知識とかそういうのは必要なのですが、例えば時間の制限がある方は長く働けないとか、ちょっとけがした先生が、そのときは学生と雇用を結ぶからできないのですけれども、少し1人、2人余計になっても、何かそういうのも考えていただけないかなと思いました。

あと聞き合わせた2つの市や町であったことなのですからけれども、子ども教室の目的は、地域の人とつながるといことも目的の一つとしてありますので、そこに通っている児童の保護者の方に子ども教室活動をお手伝い願えませんかと募集のときにその文書も募集要項に出すのだそうです。そこは、安全管理員という名称で子供のお母さん、「そういう方はいるのですか」と聞いたら、毎年一、二名おられて、助かっていますという、そういう市町村もありました。

あと、先ほど答弁にもありましたように、高齢者の活用は国がシルバー人材センターのところにもいろいろ勧めているということが国からの文言には書いてあるのですけれども、誰でもいいというわけにはいかないのですけれども、高齢者の方で、まず子供の育ちに関心があったり、それから案外勉強している方もおられるかもしれませんので、子供にとって規範意識の高い高齢者の方との触れ合いはとても大事だと思いますので、そういうところも考えてくださるとおっしゃっていましたので、とても心強く思いました。

4つ目について再質問いたします。先ほど建物の分割は難しいこと、承知いたしました。

2点伺います。1点目、中央児童館の単位の数が大きくなったことでの解消の一つとしてですが、ほかの自治体の例です。1年生だけ学校の空き教室利用という児童クラブもあるようです。縦割り保育のメリットがなくなりますが、そのような対応はできないのでしょうか。

2点目、同じ老人センターで子ども教室も運営しています。児童クラブの児童数増加で、これまで2度部屋の移動があり、教室の募集人数を制限したり、入室希望の児童を受け入れられない現実もあります。なかよし教室の学校の空き教室利用はできないのでしょうか。

2点、答弁お願いいたします。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば1年生だけ学校でとか、あとはその他の学年についても学校のほうでといったようなご質問かと思えます。現在小中一貫三戸学園、三戸小中学校のほうは、全ての教室を使用している状況になっております。確かにクラス数のほうは減少はしてお

りますけれども、そちらの普通教室でなくなった教室については、現在クラスを分けて行う習熟度別の学習とか、あと特別な支援が必要な児童生徒のためのクールダウンするような教室といった形で使用しておりますので、空き教室といったものはございませんので、学校のほうに移動するのは現在ちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

学校の空き教室の利用は難しいということですが、先ほどクールダウンというお話も出ましたが、放課後教室のほうでもちょっと一点重要なところがあるので、質問させていただきたいと思います。

ちょっと前置きが長くなりますが、児童クラブの国から基準の中には、静養室の設置もあるようです。配慮を必要とする児童や個別対応、またクールダウンできる空間のためにも、当町にも1部屋欲しいところです。それから、先ほど申し上げました利用希望の子供も断っている。今狭いので、増やすことはできないのが現実なのです。なかよし教室が学童へ移動することで、なかよし教室自体も部屋の広さを確保できて、希望の児童を受け入れることが可能になります。そうすると、児童館にとっても、なかよし教室にとっても、子供のためにいい展開になるのではないかなと思っているのです。三戸学園では、インクルーシブ教育のモデル校になっているかと思います。町立の児童館だからこそ、児童館の中にそういう静養室のような枠組みができ、そうすると学校と見合った支援もできることにならないでしょうか。なかよし教室にとっても、児童館にとっても影響が大きいことかと思えます。学校運営に支障を来さない部屋が1部屋でもないのでしょうか、再度伺います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

児童クラブのほうでも静養室のほうが必要だと、またなかよし教室のほうも、これまで移動を繰り返してきて部屋のほうが狭いということでございますけれども、学校のほうで1部屋でもないのかということでございますけれども、基本的には空き教室はないということになっておりますし、その空き教室がないということで報告も県、国のほうにも出しているというような状況でございます。

1教室でもということではありますが、やはり移動する場合には、管理区分というのをしっかりした形での移動というものが大事になってくると思いますので、1学年2クラスの状況ではちょっと学校のほうに移動するのは難しい現状はあるのですけれども、今後さらに児童数が減少して、例えば1学年1クラスとか、そういう状況になってきた折には、そういった管理体制といったものを考えて移動するということを考えなければならなくなってくると思います。ただ、現状としては難しいということでございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

どうやっても難しいということは、もちろん学校、教育委員会等いろいろ考えてくださっての答弁だと思うのですが、ちょっと別な言い方になって恐縮なのですが、私いろいろ2市4町の担当の方とお話しして、結構昔からの歴史があったから学校内でやっていると思うのですが、学校を利用するについて何か大変なことはなかったのですかと聞くと、異口同音に校長が工夫してくれ、町長が了解してくれるということをお聞きして、そこはそこの事情があり、当町の場合は事務局長のほうからお聞

きして、学校教育ももちろん大事ですし、そういう寄り添いを必要とする子供の教室にも必要なのだよということであれば、もっと頑張りたいのですけれども、致し方ないと思うのですが、ただ現実になかよし教室に入りたくて入れない子、それからそういう場所を必要としている子がいるわけです。児童館での寄り添いを必要とする子には、やはり町側として、何か部屋がないので……でも空間は工夫すればあると思うのですけれども、そこに配慮していただきたいし、なかよし教室に入りたいという子がいて入れないというのは、何か策を考えていただきたいなと思います。

当町の児童数は359名と聞いています。放課後の居場所利用の登録数は、おおよそですけれども、子ども教室が2か所で20名、児童クラブが2か所で137名、それから民間で30名前後、ほっとステーションも含めてですね、放課後活動のスポーツクラブ在籍が127名ぐらいいるとお聞きしました。300名程度、大半の児童が様々な方法で放課後の時間を過ごしています。60名余りの児童の放課後の様子は分かりませんが、実際にスポーツクラブでなじみず、児童館に入れる要件に合わず、家庭での過ごし方に心配されているご家族の声も届いています。

国からの放課後事業に関する文書の中には、児童クラブを利用するほかの児童全てが子ども教室の対象とうたわれています。利用は任意ですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、なかよし教室が狭くて利用できない児童、それからなかよし教室でも学年の幅が広がれば、先ほど部活で合わないといった子供も利用できるかもしれません。いろいろ諸問題がありますし、ここでできませんということは承知いたしました。先ほど子供の数が減ったらと言うけれども、子供の数は減らないほうがいいと思うのですけれども、これはずっと課題として学校と行政での熱い議論をしてくださるようお願いいたします。もし方向性が見えたら、お知らせください。

では、5つ目について再質問いたします。1点です。先ほどもちょっと相談を受けたと言っていたのですが、放課後の居場所についての相談の声を複数受けました。どこに相談したらいいか分からないといって話された方もおられました。保護者が相談しやすい時間帯、場所、聞き手、周知など工夫があってほしいと思います。先ほどの答弁では対応を取っているということでしたが、実際にどこに相談していいか分からないという方もおられます。保護者からのアンケートを行っている町もありまして、そこではインターネットを活用することで、その町からの聞き合わせと保護者からの問合せというのですか、相談というのですか、その解消率を上げて、相談対応が運営改善に役立ったと担当の方から実際にお聞きしました。誰もができる相談についての対応策など、何か先ほどの答弁と違うことがありましたらお聞かせください。本当は顔を見ての相談が一番いいのですが、何か相談体制でこういうところを工夫しているとか、こういうふうにしていきたいとかとありましたら、お答えをお願いいたします。

#### ○住民福祉課長（馬場 均君）

放課後児童関係に関する相談場所についてというご質問でございます。こちらにつきましては、もちろんそれぞれの施設のほう、それから住民福祉課の窓口のほう、あとふくじゅそうのほうにおきまして、現状としても相談を受け付けているというところでございます。ただ、その窓口をご存じないという方もおられるというお話のようですので、その辺をもうちょっと周知するようにしていければというふうに思っております。

また、アンケートのほうについてですけれども、平成30年度のときに子ども・子育て支援ニーズ調査、こちらのほうを実施しているというところでもございまして、要望を出していただいて、高学年の受入れのほうを開始したという実績もあるというところ

ろでございます。放課後の居場所に特化したこれからアンケートを取ることにつきましては、今後関係機関と相談してまいりたいと思いますし、またそのアンケートの取り方、ご提案いただいたような方法等も考えていければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

#### ○10番（千葉 有子君）

相談の周知が足りないということをお聞きしましたので、またそこに力を入れていただければいいと思います。

先ほど答弁に放課後事業の過ごし方に特化したアンケートということをおっしゃっていただいたので、全体でアンケートを取るのも大事なのですが、結構放課後の居場所のことについては町でやっている施設だけでなく、スポーツクラブ、そっちまでいくとちょっと話が違ってきますけれども、そういう放課後の過ごし方で悩みを持っていらっしゃる方もいるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

このアンケートなり声というのは、保護者からの声を受けることで、支援者同士が共有できて、保護者への対応とか、それから姿勢ができると、保護者との信頼関係がつかれるのです。そうすると、子供のための支援の質の向上とか保護者への安心につながっていくので、そこはとても大事にして、より一層町のそういう体制を整えていただければと思います。

それから、5番の情報共有の観点から、ちょっと方向を進めて2点質問させていただきたいのですが、先ほど答弁の中にも会議とかでみんなで話し合っているということをお聞きしましたが、まだ現場の方からは会議の内容とか進み方とかちょっと分からないよという声も正直聞いています。子育て会議、放課後子どもプラン運営委員会など、町主導での会議内容、結果、対策について、各施設の全ての職員が共有できるようにしていることは何かあるのか。先ほど久慈議員の質問で、病院の事務長がシフトなので、議事録ノートをやって、それを回覧するとか、連絡ノートを置いているとかというお答えを聞いて、いいことだなと思っていましたけれども、放課後児童に関わる職員の方たちもシフトがあったり、それからパートで時々しか来ない方もおられますので、何かそういうふうな共有できているのか伺いたいのが1点と。

それから、なかよし教室2か所、それから斗川児童館、中央児童館、町直営の施設において、それぞれの施設で担当職員が実際に現場に出向いて支援に当たっている職員との顔と顔での会議が持たれているのか。2点伺います。

#### ○住民福祉課長（馬場 均君）

それぞれの施設における連絡といいますか、会議等の内容の周知等というご質問でございます。こちらにつきましては、基本的には館長ですとかが委員になっている会議であれば、当然館長のほうから職員のほうに周知されるということになりますし、父母会の代表が委員になっているものですか、その他の会議につきましても、基本は館長が情報を把握して、それを職員全体に周知するという形で現在進めてございます。

今ご質問の中であったのは、情報がもらえていない職員がおられるというふうなお話があるようですので、その辺につきまして改めて館長のほうと相談しながら、全職員に対して情報が共有されるようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次でございますが、それぞれの施設における職員会議とかに関して、住民福祉課の担当職員ということになりますか、職員が顔を出しているかというところ

のようでしたが、各施設における会議はそれぞれの職員が、館長が主体となって会議のほうを開いているというところでございまして、特別な事情がなければ役場のほうから担当職員が行ってという形にはなっていないというところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

今特別な事情がないと通常的には行かないということをお聞きしましたが、たしか子ども教室の場合は実行委員会というのがありまして、担当の方が指導員の方といろんな問題点を話せる機会があるかと認識しているのですが、児童館の場合はなかなか職員の方と町側というのですか、そこのつながりというのですか、そういうのがちょっと足りないのではないかなという声も聞こえています。

なぜこういう質問をしたかといいますと、やっていないのではないですかではなくて、町側と職員が情報共有とか、顔と顔を合わせて会議に参加できることで、すぐには難しいかと思うのですが、職員が自分の考えとか困り事を正直に話せて、上司や同僚にも届くことで、今度は自分を大切にしながら仕事ができると思うのです。それこそが保育の質の向上にもつながると思うのです。もちろん館長とかみんなで職員会議はするのでしょうか、毎回でなくてもいいですけども、やっぱり町の担当の方がそういう空気感というのか、土壌というのか、そういうのをつくっていただきたいと思うのです。またほかの町の例になりますけれども、町立ではなくて、委託の運営なのですけども、そこは町の担当者の方と委託先の長と、あとは支援員の先生たちみんなと情報共有したり、困ったことをやる会議を開くようにしたのだそうです。そうしたら、問題とか課題とかが大分軽減されて、委託事業で町営ではないのだけでも、委託事業の方が町の人にこういうことを伝えることによって、いろんなことが改善されたり、それから職員の人のモチベーションを上げるというのですか、そういうのにつながっているのですよというお話も聞きましたので、ちょっとこういう質問もさせていただきました。

もう2点質問させてください。1点目、先ほどの相談体制の周知もですが、放課後の居場所の全体像を知らない保護者の方もおいでのようです。案内も募集時期、周知の仕方もそれぞれです。もちろんそれぞれが異なる目的運営でありますので、これは多少のずれがあって仕方がないことなのですが、説明はぜひ実施事業体である町の担当者の説明としていただきたいです。特に法人の居場所利用については、困難のないように配慮を願いたいと思います。

また、全ての保護者が分かりやすい周知や募集の仕方についても検討していただきたいと思います。全ての人というか、いろんな人に全体像を知ってもらうような周知の仕方というか、そういうのはぜひしていただきたいと思うのが1点と。

それから、放課後の居場所の案内、周知については、転入してきた対象家庭にも情報を伝えてほしいと思います。というのは、児童館だと比較的町のほうに本人から言いやすいと思うのですけれども、子ども教室というのは行っている自治体とそうでない自治体が結構あって、三戸町の場合は本当にありがたいことに学童も子ども教室もあります。転校してきた人が結構分からない方もいて、たまたま2年生になってお誘いしたら、入って、おうちの方にも喜ばれましたし、教室の支援者の人たちから見ても、なかよし教室での生き生きとした面が見られてよかったねと、まだ知らない人に教えたいねということで、やはりほとんどが児童館や部活に行っていてまして、あとその地域によっては町内に小学生が1人だよというところもあったりするのです。そうすると、うちに帰ってから遊ぶ子もいないし、それからおじいちゃん、おばあちゃん

もそこにはないしというのと、子ども教室の意義というのはとても大きいと思いますので、ただ人数に制限があるとちょっと大変なのですけれども、そういうこともありますので、1点目、全体像を知るような工夫、配慮、それから2点目、転入してきた家庭にも情報を伝えてほしいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

#### ○住民福祉課長（馬場 均君）

放課後児童対策の全体像が分かるような周知の仕方ということでお話をいただきました。こちらに関しましては、昨年も全体といいますか、いろんな場所に関して、1枚にまとめたチラシのほうを作成いたしまして、何らかの形で対象者に配布をしてお知らせしているという形でやっていると思います。そちらのほうにつきましては、一番最初のほうで話をいたしました放課後子どもプラン運営委員会、こちらのほうが主体となって、そのチラシをまとめて作って配布をして周知をするという形で動いておりますので、今年度はそれをもう少しまた見直ししながら、委員会のほうで検討いただきながら、そういったものを使いまして周知のほうを図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、転入者への案内につきまして、こちらにつきましては住民福祉課の窓口のほうで、当然転入の際に手続に来られますので、その際にお子さんにおられる家庭に関して配布するような形で可能だと思いますので、そちらのほうは実施してまいりたいと思っております。

あと、大変申し訳ございません。先ほどの質問だったのですが、児童館のほうでの会議の件でございました。こちらのほうですけれども、まずそれぞれの施設において職員が集まって会議をしているということで、中央児童館のほうではフルタイムの職員全員によります会議、こちらのほうは月1回、平日の午前に出勤している職員につきましては毎日、あと斗川児童館のほうでは月2回の職員会議、こちらのほうを行っております。会議の中では、スケジュール調整のほか、あとは個別のケースの場合の話合い等々も行っているというところがございますので、まず施設内においての職員会議の情報共有、こちらのほうにつきましては実施されているというところがございます。

まず、毎回住民福祉課のほうの職員がその場に出向いてという形にはなりませんけれども、何かあった場合ですとか、あとは館長が随時住民福祉課のほうに来られまして、様々問題といいますか、事案等ありました場合には相談しながら運営しているということがございますので、先ほどは申し訳ございませんでした。言葉が足りなかったです。よろしく願いいたします。

#### ○10番（千葉 有子君）

もちろん施設内の会議とか職員会議、それからケア会議とかはやっていると思うのですが、しょっちゅうでなくてもいいですので、町の担当職員が、何かあったらではなくて出向いて、現場の人の声を町として吸い上げていただければ、保育の質の底上げになるのかなと思って申し上げたので、そこをまた努めていただければと思います。

それから、放課後の居場所の説明は、私の認識が間違っていなければ、新しく1年生になる子供に居場所のパンフレットというか、そのチラシを入学説明会のときに説明していたのではないかな。やはり途中から入ってきた人もいますし、放課後の居場所について、まだまだ分からない方がいますので、1年生だけではなかったですか。ちょっとそこをお聞きしたいです。



○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

千葉議員おっしゃるとおり、毎年入学説明会のときに配布して、1年生を対象にこれまでは説明をしておりました。

○10番（千葉 有子君）

では、相談内容の周知から、せっかくいい事業をしていますので、町の放課後事業の情報を皆さんに行き渡るようにしていただければありがたいと思います。

最後になりますが、2019年の調査資料からです、全国の学童保育施設で公設公営の学童施設は全体の32%だそうです。ここら辺にも、先ほど言いましたけれども、町営の学童施設というのは全くないです。先ほど180名の児童と言った隣の県の町は、全部町営ですけれども、学童そのものが町立で運営しているところはないので、とてもありがたいと思います。あと、利用料も無料というところはほとんどありません。これは、ぜひ保護者の皆さんにも認識していただきたいところだなと思って、いろいろ聞き合わせしたり調べたりしましたが、ほとんど利用料が無料というところはなかったです。

今回は、提案型の質問とさせていただきました。子供の声、保護者の声、やはり現場で向き合っている職員の声を吸い上げて町で受け止めることによって、改善が重ねられていくのではないかなと思います。保護者が安心して、職員が働きやすくなります。何よりも支援する側にゆとりがあって笑顔があれば、それが全部子供たちに返ってくると思います。町営だからできる放課後事業の三戸モデルみたいなものをつくっていただけたらと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後の再開予定をもって休憩いたします。

---

（午後 2時10分）

休 憩

（午後 2時18分）

---

<6番 山田 将之議員>

1. 新型コロナワクチン未接種者の対応について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

通告に従いまして、私の一般質問をいたします。私の一般質問は、今回2項目です。

まず、1項目め、新型コロナワクチン未接種者の対応について。三戸町における新型コロナのワクチン接種は、アップルドームで16歳以上を対象に行われた集団接種が8月6日までに終わり、現在は三戸中央病院で対象者を12歳以上へ拡大し、接種が行

われています。これまでの8月6日までの接種率を見ますと、若い世代、16歳から39歳の接種率が61%と、40歳以上の接種率と比べ10%以上低くなっています。未接種者からは、「ワクチン接種の接種自体に反対である」や「あくまで任意での接種だから」等の意見が聞かれる一方で、「接種券は届いたが、忘れていた」、「仕事が忙しくスケジュールが取れない」といった声も聞かれます。このことから、以下の点について伺います。

1、未接種者へ個別勧奨など、何らかの対策が必要と考えるが、町としての見解は。

2、町が行うワクチン接種事業は9月末で終了となるが、その後にワクチン接種を希望した場合の対応は。

以上2点、答弁よろしく願いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田議員の質問にお答えを申し上げます。

新型コロナワクチン未接種者への対応についてであります。9月末時点での接種見込み率、予測ではありますけれども、85%で、未接種の方は全体の15%に当たる1,340人程度となっております。町が実施をしている三戸中央病院での接種は、10月からのインフルエンザ予防接種等との調整により、予定どおり9月25日をもって終了となります。

しかしながら、新たに接種対象になる方や、これまで接種を受けられなかった方が希望に応じて接種を受けられるよう、今後も接種の機会を確保する必要があるものと認識しております。10月以降の接種体制につきましては、ワクチンの効率的な使用の観点から、国や県の方針を踏まえ、近隣市町村と連携して医療機関と調整を進めるよう担当課に指示しているところであります。

なお、具体的な接種方法につきましては、決まり次第、町ホームページや新型コロナワクチン接種かわらばん等により随時お知らせをまいります。

その際は、接種率の低い若い世代へ情報が伝わるよう、効果的な周知を行ってまいりたいと考えております。

#### ○6番（山田 将之君）

今回特に私と同年代の方から、接種はしないと断言しているわけではなく、忘れていただけだったり、忙しいという理由で接種できないという声を多く聞いたので、質問させていただきました。

9月末時点、今行われている接種も含め、未接種者が1,340人程度になるのはいかということだったのですが、今回予約から漏れた方なのか、それとも、しないという方も含めだと思えるのですけれども、予約をできなかったという方はいなかったのか伺います。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。

8月18日から三戸中央病院で接種しているワクチン接種でございますけれども、当初予定定員を456人として実施をいたしました。しかし、想定以上の予約がありましたので、三戸中央病院と相談いたしまして、84人分を追加し、合計540人の予約いたしました。しかし、それに予約できなかったと、もう定員に達してしまったということで、コールセンターであるとか役場のほうにご相談があった方は30人程度ございます。その方につきましては、こちらのほうで連絡先を確認をいたしまして、今後引

き続き接種が始まる場合は、改めてお知らせをするということとさせていただきます。  
以上でございます。

**○6番（山田 将之君）**

了解しました。電話で問合せしていただいた方への対応では、素晴らしい対応ではなかったのかなと思っております。30人程度ということだったのですが、インターネットで予約した方には希望しても接種できなかった方ももしかしたらいらっしまったのではないかなと思いますが、そういったところの把握はされていますか。

**○健康推進課長（太田 明雄君）**

インターネットにより予約をしようとして、その時点でもう既に予約ができない状況であった方に対する対応ということでございます。残念ながらそのような方の人数、あるいはどなたかというところまでの把握はできないということで、今後町長のほうからもありましたとおり、10月以降の接種体制につきまして決まりましたら、具体的な接種方法等決まり次第、改めて町のホームページやワクチン接種かわらばん等により周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

**○6番（山田 将之君）**

了解いたしました。10月以降の接種の事業も検討しているということだったのですが、こちらは県の広域接種というものとは違う方法で、町独自として行う接種ということでよろしいでしょうか。

**○健康推進課長（太田 明雄君）**

10月以降の接種体制ということでございますけれども、2つ県のほうから案として示されております。まず、1つでありますけれども、ワクチンの広域的な管理、供給体制、これを今県のほうで検討しているということでありまして、その方針を踏まえて近隣市町村と連携を図りながら、医療機関と調整をしていくというのがまず1つでございます。もう一つは、八戸市を含む県内3市において、県の直営による広域接種会場、これを設置をされ、9月18日から受付が開始をされるというものでございます。当町におきましては、10月以降2つの接種体制ということで、希望されていてもまだ接種されていない町民の方の接種機会が増えるということで、特に八戸市での広域接種会場が開設されますと、八戸市に通勤、通学されている方の利便性であるとか、接種率の向上につながるものというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

**○6番（山田 将之君）**

了解いたしました。今回今現在行われている三戸中央病院での接種体制なのですが、当初見込みしていたよりも、結果多く接種したいという方、希望されている方が来たということで、この見込みが適当ではなかったのではないかなと思いますが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

**○健康推進課長（太田 明雄君）**

今現在三戸中央病院で行っている接種の見込み人数が甘かったのではないかとご質問でございます。この人数につきまして、曜日であるとか時間であるとか、1日

当たりの接種人数、これにつきましては三戸中央病院と相談をしまして、限られた医療資源の中で通常診療に影響のない範囲で行っていくということ。あと今回は、新たに対象を拡大した12歳以上の小中学生を主に対象とさせていただき、余ったところでまだ接種をしていない一般の方にも枠があれば受けていただくというところで始めたものでございます。

したがって、ワクチンの今供給されている数量であるとか、病院の医療提供体制を踏まえると、やはりこれ以上というのはなかなか厳しいものがあつたというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

三戸中央病院での通常の診療に影響がない程度でということで見込んだということでした。8月6日の時点で未接種の方が1,600人弱いらっしゃったのかなと、さらに12歳以上に拡大して240人程度増えるということで、およそ1,840人ぐらい未接種の方がいた状態で、三戸中央病院での接種を見込んでやったわけですが、1,840人という数字から、みんなみんな打たないと言っているわけではなく、恐らく打ちたい方も忙しくて行けなくて、打ちたかったけれども、行けなかったという方もいらっしゃったのではないかなということ、三戸中央病院でやるということではなくて、集団接種をもう一度延長してやるだとか、そういったことは考えられなかったのかなと思います。その辺答弁いただければと思います。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

アップルドームでの集団接種、これを終える段階におきましては、全体でもう7割以上の方が接種を終えられるという状況でございました。接種を希望されない方がどのぐらいいるのか、あるいは接種を希望するけれども、受けていない方がどのぐらいいらっしゃるのかというのをその時点で見込むというところはなかなか難しいところでございますけれども、アップルドームでの集団接種、これは非常に費用がかかるものでございます。業務委託であったり、1日当たりの経費を考えますと、1日160人以上来なければ赤字が生じるというところもございます。先ほど申しましたとおり、一般の方につきましては、アップルドームで希望される方はおおむね接種が終わつたであろうと、残っている新たな対象の方、12歳以上の方を中心に接種をしていくということで考えましたので、三戸中央病院におきましてはこの人数とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

今現在行われている三戸中央病院での接種というのは、あくまでも12歳以上の部分ということで今接種されているということだと思います。今現在行われている三戸中央病院での接種で、私も接種してきました。見てみますと、12歳以上というよりは、一般の方のほうが多いのではないかなと思った印象があるのですけれども、以上ではあるのですが、12歳から16歳の方をメインで多分やられている体制だと思うのですけれども、そういった点、12歳から16歳、今回拡大した部分の接種率というところでは把握していますでしょうか。お知らせいただければと思います。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

接種見込み率でございます。最新の見込み率をまずお知らせしたいと思っておりますけれども、今現在全体では87%を超える見込み率となっております。60代以上では90%を超える見込み、40代、50代については80%を超える見込みとなっております。16歳から39歳につきましては、アップルドームの時点では61%でしたが、現在は76%というふうに15%上昇ということとなっております。

また、12歳から15歳までの接種率であります。こちらは今現在の見込みとしまして76.79%、約76.8%という状況となっております。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

承知しました。今パーセントでおっしゃっていただいたのですけれども、人数だと分かりますでしょうか、すぐ出ますでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

すみません、少々お待ちください。やや細くなるのですが、12歳から15歳まで、こちらは対象者は237人に対して182人というふうになってございます。接種率が76.79%となっております。

ちなみに、高校生であります。こちらは16歳から18歳までであります。対象者238人に対して202人ということで、接種率は84.87%というふうになってございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

今若い学生の人数のほうをおっしゃっていただいたのですけれども、その他一般の方のパーセントは分かったのですけれども、その人数は分かりますでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

まず65歳以上、こちらにつきましては対象者4,083人に対して3,795人でございます。60から64歳は対象者712人に対して669人でございます。50歳から59歳にしましては、対象者1,291人に対して1,128人でございます。40代につきましては1,032人の対象者に対して861人でございます。先ほどと一部ダブりますが、16歳から39歳につきましては、対象者1,557人に対して1,178人となっております。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

ありがとうございます。接種率からなのか、現在若い世代を中心にコロナ感染が増えている状況にもあるわけですので、こういったことから若い世代にももっと接種できたらと考えているわけで、先ほど町長答弁、最初の答弁のほうでも若い世代にも効果的な周知をしていくということは述べていたのですが、具体的な方法としては何か考えていることはありますでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

これまでの周知方法でございますけれども、まず1点目、新型コロナワクチン接種かわらばん、こちらをこれまで5回発行し、毎戸配布をしております。また、町のホームページにも同様の内容を掲載をし、周知をしております。また、接種券や予診票、こちらをお送りする際に、お知らせの文書を同封いたしまして、個別にご案内をして

いるところがございます。また、さらに町内放送によりまして、これまで2回、接種の勧奨を実施しているところです。

今後におきましても、かわらばんであるとか、ホームページ、こちらを情報が伝わりやすいように工夫をしたいと思っております。

また、これらに加えて、未接種の方に対して個別に通知をしたい。これは三戸中央病院での接種が終わった段階で、次の10月からの接種体制等、日程等決まりましたら、併せて未接種の方に対する個別の通知を行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

これまでの周知の方法に加えて、再度個別に接種の案内をしていただけるということで、忘れていた方もう一度見られるのかなと思います。これまでの方法だと、若い方というのは結構知らないで見ていなかったりする場合も多かったのもので、若い人に向けた効果的な周知方法というのをもう一度検討していただければなと思っております。10月以降の接種の体制として、現在詳しい情報であったり、そういったことはまだ話せないでしょうか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

10月以降の接種体制ということで、今県のほうからまだ案の段階ということで聞いておりますのは、県内の保健所がある6市を含む12の市と町におきましてワクチンを保管管理するというので、各市町村はそこからワクチンを受け取り、接種を行うということ、接種体制の維持が難しい市町村においては、近隣の市町村で住所地外接種というものを近隣の市町村に依頼をするというような内容での情報は入ってございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

三戸町においては、会場は三戸中央病院でということで考えていらっしゃいますか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

三戸町における接種体制につきましては、県からの正式な通知が届き次第、各医療機関とご相談をし、調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

現段階ではまだ未定だということで、その接種については、いつ頃詳細のほうがかかるのかというところはまだ分かりませんか。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

県のほうからまだいつ頃というような情報はございません。ただ、10月以降の体制ということですので、県のほうにも情報の確認をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

## ○6番（山田 将之君）

了解いたしました。現在未接種の方が1,340人程度町内にいらっしゃるということで、そういった方も希望すれば打てる体制が今後もあるということで了解をいたしました。今後県からのそういった情報であったり、県の広域接種、10月以降の保健所管内で行う接種と併せて接種をしていくということですが、少しでも早く接種ができるような町の体制を整えていただければと思います。

コロナ対策には、町長をはじめ役場職員の皆様が通常の役場業務に加えて、この対策に日々大変ご苦労されていることだと思っております。今回のワクチン接種事業では、ほかの市町村よりも早く始まり、安心できたなどの感謝の声も多く聞かれています。私も議員という立場から、共に安心できる町をつくっていけたらなと思っております。

先ほども言いましたが、新型コロナウイルス感染症、現在この地域でも若い世代を中心に30代以下の感染者が増加の傾向にあります。これまでのコロナ対策を改めて見直す時期に来ているのではないかなと、また一人一人の対策がこれまで以上に重要になってくるのではないかなと改めて思っております。

8月の三戸町における感染者は1から10人という県の発表もありましたが、この三戸町で感染者が拡大しないよう、そして一日でも早く終息することを願って、1つ目の質問を終わりたいと思っております。

## 2. 町民要望への対応について

### ○6番（山田 将之君）

2点目の質問に移らせていただきます。

2、町民要望への対応について。町には、町道舗装や維持修繕、側溝整備など、各地域から多数の要望が寄せられています。こういった町民要望に対する進捗状況が分かりづらいといった声があるが、進捗状況を要望者にはもちろんのこと、町ホームページや広報紙で公表すべきだと考えております。そこで、以下の点について伺います。

1、町民要望に対する町の現在の対応は。

2、進捗状況の情報公開に対する町の考えは。

答弁をよろしくお願いいたします。

### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、町民要望に対する町の現在の対応についてであります。町に寄せられる要望については、文書や口頭、電話や手紙、窓口、各種の会議などにおいて寄せられるほか、議会を経由する陳情・請願などがあり、期限があるものやないもの、中には回答を求めないものなど種々雑多なものがあります。

これらの要望を含めた一般的な事務の取扱いにつきましては、三戸町事務専決代決規程に基づき、担当課限りで行い得るもののほか、特に施策上重要となるものなどにつきましては、私町長をはじめとし、副町長、教育長において担当課との協議を行い、必要性や状況を捉え、優先順位などの調整を行い、対処の指示をしているところであります。

対処の実施段階においては、年度の予算内で対処できるものは行うこととなりますが、予算が不足するものなどについては、補正予算や翌年度予算への計上により対応することとなります。しかしながら、現在の町の財政状況は、扶助費などの義務的経

費が増加傾向にある中、人口減少による交付税などの減少などが見込まれているところであり、大規模な建設事業は困難な状況にありますので、要望の内容により対処が困難な場合もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、進捗状況の情報公開に対する町の考えについてであります。先ほどご答弁申し上げましたそれぞれの要望につきましては、町道舗装、維持修繕など広く町民生活につながるもののほか、特定の団体に限定されるもの、一個人に関わるものなど多岐にわたる事情などもございますので、現段階では一律にネットでの公表をすることはできないものと考えているところでございます。

しかしながら、私が町政1期目で掲げました町政の見える化の観点から申し上げますと、町民に対しての説明を尽くすということが原点としてございます。今回の質問をいただきまして、町民から分かりづらいという点に関しては、議員が感じておられます点と共通する部分も少なからずあるかと存じますので、この点につきましては鋭意努力をしてみたいと考えております。

余談となりますが、皆様ご存じの星野リゾートなどの民間企業においては、みんなで自由に意見交換ができる環境が組織を強くするとし、組織のフラット化を進め、最前線に携わる職員も常に考え行動できる組織を目指しております。さきに申し上げました事務専決代決規程の趣旨の中には、即時に担当課が対応できるなどの意図も含まれているものと考えているところであります。

議員からご質問のありました各種要望の情報公開に当たりましては、まずは職員の人材育成の観点から、自分で考え自分で行動できる職員を養成すること、町民への説明を尽くすこと、自らが置かれている地域の認識を深めることなど、役場職員に限らず町民一人一人が思いを感じ、町を未来につなげ発展していくことを原点とし、対応してみたいと考えております。

#### ○6番（山田 将之君）

町民からの要望や意見など、いわゆる町民の声は、先ほど答弁にもありましたように、町に日々寄せられていることだと思います。この町民の声は、町長が掲げる対話による協働のまちづくりにおいても貴重な情報であるのではないかなと考えています。

町民の声に対しては、行政として迅速にかつ適切な対応を行わなければならないと、また同時に町民のニーズを的確に把握し、町政に反映させていく必要もあるのではないかと考えております。

この要望への対応について、今の答弁では施策になるものは町長、副町長、担当課と共有して施策をつくっていくということだったのですが、そのほかの点に関しては担当課ごとで個別に処理されているということでした。役場全体での共有はできていないということでしょうか、伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

役場全体としては情報の共有がされていないのかということだというふうには、今のご質問の内容はそうだと思います。決してそういうわけではないというふうには思っておりますが、というのは、まず議員の皆様から上げられる陳情・請願等の対応も例えば委員会などでの順位づけであるとか、そういったものと、町の予算というのを当然これ含めて考えていかなければならない部分です。そしてあと、町内会長会議を通じて街灯であるとか、その他もろもろ様々な要望が来ます。それは、まちづくり推進課のほうを担当となって要望の集約、また対応等を各課に振ってございます。そうい



ったもののほかにも、個別の事案というのもあると思いますが、そういった部分においてもっと職員の意識を高めていく、そういった取組をしながら予算も含めてやっていきたいということを申し上げたところでございますが、よろしいでしょうか。

#### ○6番（山田 将之君）

役場全体で共有されていなかったのかということ、担当課長とか上の方々だけでなく、窓口で対応する方であったり、そういった方まで、全職員でもし共有できればなということで質問をいたしました。

そういったことで、先ほど町長も言ったとおり、自分で考え自分で行動するということにもつながってくるのではないかなということで質問をしたのですが、こういった町民の声をほかの自治体の例で見えますと、町民の声をデータベース化、一元管理して、担当課ごとでなく、庁舎全体で共有している、そこを見ればどの職員でもどういった要望が来ているかというのがすぐ確認できるというような体制を整えやっている自治体もあるようです。こういったことで、全職員が閲覧、検索することができて、全職員が統一的な対応ができるようになったという成果もあるようです。

こういった例も参考に、当町においてもこれまでの対応を再検討してもいいのではないかなと考えておりますが、先ほど千葉議員のほうでも要望の情報共有の点について質問されてきました。そういった点も、こういうことで改善できるのではないかなと考えていますが、このことについて町側の考えを伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

先ほどからの若干繰り返しになりますが、自分で考え自分で行動できる職員を養成することというのは、今町で行っている人材マネジメント塾というのがございます。これは、全国の多くの自治体との情報共有を通じて、新たな取組や考え方、また質を上げていく育成をしているわけなのでございますが、そういった取組の中で議員がおっしゃる公開の仕方というのがちょっとどういうものか私ども直接は分かりませんので、ただ言わんとする公開をすることでいろいろふだんの対話の中での部分であるとか、そういったまちづくりという根源的な課題といいますか、テーマが前進するという意味合いでは非常に意味があるのかなというふうな感じがいたしておりますので、私としてもこの情報の見える化という部分をどういうふうに進めていくかというのは、日々考えていかなければならないところだというふうに認識をしておりますので、人財塾のメンバー等も一緒になって、そういった課題にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○6番（山田 将之君）

先ほどのデータベース化して一元管理するという点についてですけれども、これは全部が全部公開できないものも恐らく管理しているものだと思います。役場職員での情報の共有という点でデータベース化で、情報公開についてはまたその点からできるもの、できないものを振り分けて情報公開していただければなと思って質問いたしました。こういったことも含め、今後こういった形でできるのか検討していくということで了解をいたしました。

こういった進捗状況などが分からないということに関して、今に始まったことではないかなとは思っておりますが、これまで町として行った対策、改善などはあったのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、これまでの情報の共有のやり方というのは、事務的には紙ベースで判こで閲覧をして、それぞれ課長決裁になるもの、副町長決裁になるもの、町長決裁になるものというランクづけがされております。そういった中で、いつまでにどういうふうにするという組立てをするのですけれども、これまでの悪い例で言いますと、紙ベースなものですから、それがうまく引き継がれないとか、そういったのがうまく整理されないとかというところの面で、結構デメリットのところもあります。

議員の今回のご質問からしますと、データベース化すればいいというお話でありまして、今回実は議会へのお知らせ、コロナウイルスの三戸小中学校の対応ということでフォームを作りまして、そういったところの取組をまずやってみて、各課でどういう通知を議会に対して出しているかというところの把握というのはこれまで全課で共通に情報共有しているという状態ではありませんでしたので、そういったところが職員のほうに分かればいいのかなどというところで、そういったところで簡単なフォームなのですけれども、そういうのを作ってみております。今後そういったところで、全課で共有でき得るものがあると思いますので、そういったところはデータベース化して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

今後フォームを作って共有しながらやっていく、検討していただけるということで了解をいたしました。

役場全部で共有するということは了解したのですが、その情報公開に関しては、施策になったものというのは分かるわけですが、要望したことに対して要望者はきちんと伝ったのかなとか、また検討してちゃんと考えてくれたのかなということが気になるころだと思っています。要望者に対しては説明をしているということも聞いていましたが、それ以外の方でも例えばその要望に対して気になっている方もいるのではないかと、声を上げて要望する人もいれば、気になってはいるけれども、なかなか要望を声を上げて発しない方のほうが多いのではないかなと思っています。こういったことから、定期的な広報紙での発表であったり、ホームページでの公表、周知することは有益であり、重要な取組であるのではないかなと考えますが、町としての考えを伺いたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

今現在ホームページのほうに苦情、お問合せ、ご要望というところで受付をするページがございます。そういった中でご要望で承っておりますのは、昨年度で14件ございまして、それについてはどういう対応したというところの結果まで公表しているという状況です。先ほどのご意見からすると、そういった部分に付け加えてやればというお話だと思われましても、それぞれ担当課の所管というのもございますし、あと途中のものであっても、途中の状態を知り得たことによって結果が変わるという様々事情もございまして、その辺の取扱いをちょっと考えなければいけないなと思います。それは完了してから出したとか、途中のものを出したとか、それぞれ様々な条件で一律にできないとなると、またそれが何でだという結果になりますので、その辺は慎重に対応していかなければいけないなと思います。

以上です。

○6番（山田 将之君）

了解をいたしました。なかなか簡単にはできないものだと理解をいたしました。私の簡単な考えでは、すぐ来たものを公開すればいいという考えではいたのですが、検討が必要だということで、考えていただければなと思っております。

ホームページのほうに苦情、要望が来たページに関しては公開をしているということですね。それ以外の部分についても、今後検討していただければなと思っております。

今の質問とは若干違うのかもしれませんが、先日の新聞で見つけた記事で、東北町で町民からの意見を求めるご意見箱を設置して、広報紙に町民の声を記入できるはがきを添付して、そして様々な意見の集約を図るという記事がありました。今のとは若干違うのですが、町民の声を集める方法として紹介しました。こういったものも東北町ではホームページで全部公開をするということであっていたので、三戸町においても現在やられていると思うのですが、知らない方も多いかと思うので、いま一度町民の声を集める方法も検討していただければなと思っております。

日々町に寄せられる町民の声を役場内全職員で共有して、また進捗状況など回答を町民へ公開して、町長が言う町政の見える化をして、町政に反映させていくことが大変大事ではないかなと考えております。ぜひ検討していただいて、いいまちづくりをしていただければなと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

---

（午後 3時05分）

休 憩

（午後 3時12分）

---

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 公共施設の熱中症予防環境について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に基づき、私の一般質問をいたします。

ここ数年にわたり、当町でも熱中症の危険指数が高い猛暑日が多くなり、熱中症警戒アラートが発表された日もありました。私のほうでも気象庁のデータを拾いまして、当町で暑さ指数WBGTが危険または嚴重警戒レベルであった日数を今年と去年の分を調べてみたところ、2021年7月には15日、8月には14日、2020年7月には6日、2020年8月には22日、2020年9月には9日も、この暑さ指数の危険日または嚴重警戒レベルの日がございました。

今国全体、各省庁でこの熱中症予防強化キャンペーンを展開しており、国民の熱中症予防行動を促す取り組みをしております。もちろん熱中症予防対策は、生活者が個々に対策して生活する必要がありますが、当町の公共施設における熱中症予防対策について、この暑い三戸で夏場に住民が安心して利用できる安全な環境が整備されているかどうか伺います。

1、体育館、公民館、ジョイワーク、アップルドームなどは、多目的に多くの町内外の方が利用する施設です。熱中症予防環境は万全でしょうか。

2、災害時の指定避難所となる施設の熱中症予防環境は万全でしょうか。

3、住民が熱中症を予防できる環境で過ごすことを目的に、冷房を完備している公共施設の利用を促す考えはありますか、伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川議員の質問にお答え申し上げます。

ただいまご質問のありました公共施設の熱中症予防環境についてご答弁申し上げます。1点目の体育館、公民館、ジョイワーク、アップルドームの熱中症予防対策についてであります。予防対策の一助となる各施設のエアコン設置状況は、公民館では1階ホール、2階和室及び会議室、ジョイワークのホール、アップルドーム1階調理室、2階研修室などに設置をしております。また、大規模な空間となる体育館やアップルドームのアリーナなどについては、エアコンが設置されておりませんので、夏場の利用に当たっては、窓や扉を開放し、扇風機などを利用するなど、熱中症への対策を行っているところであります。

一般的な熱中症予防対策としては、小まめな水分補給、塩分補給、日頃からの健康管理、涼しい服装、風通しをよくする、エアコン、扇風機の活用など、様々な面からの対策が必要となります。町の公共施設のご利用に当たっては、水分補給などの注意喚起を行うとともに、安心して利用できるよう施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の避難所となる施設の熱中症予防環境についてであります。これまでの多くはアップルドームを避難所として開設しており、避難された方に対して保健師が健康状態の確認を行い、状況に応じ、エアコンが設置された部屋へ移動していただくなどの対応を行っております。また、アリーナ部分への避難をした際には、サーキュレーターなどの扇風機を配置するなど、コロナと換気対策に併せて熱中症などの暑さ対策を行っております。

避難所の運営に当たっては、避難された方の安全確保を第一に捉えるとともに、避難された方の水分、塩分補給、職員の声かけなどを行いながら、熱中症が危惧される状況にあっては、エアコンが整備された施設を活用するなど、適切な避難所運営に努めてまいります。

次に、3点目の熱中症予防対策として公共施設の利用を促す考えについてありますが、町ではこれまでいきいき教室や寿教室などをご利用される高齢者に対し、熱中症予防のリーフレットを配布し、注意喚起を行っているところであります。このほか、現在エアコンが整備されているふくじゅそうや図書館、役場庁舎の1階ロビーを開放するなどしてご利用いただいているところであります。今後も引き続き、利用できる施設の情報を町民の皆様へお知らせしてまいりたいと考えております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

各施設の熱中症予防の一助となる環境については、エアコンが現在ないところにつ

いては窓や扉を開けるなどの対応はしているということで了解しました。

運動での利用の際、体育館ですとか、ジョイワークも使うことがあると思いますが、アップルドームのアリーナなどを運動で利用する際について質問いたします。熱中症アラートが発表された場合の施設の利用に関して、現時点でルールはあるかないかお知らせください。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

熱中症警戒アラートが発出された際の三戸町の公共施設の使用ルールといったものは現在ございません。ですので、環境省のほうで警戒アラートのほうが発生したら、屋外、それからエアコンのない屋内の運動は原則中止や延期となっております。それからにつきましては、あくまでも利用者側の判断で中止や延期ということでありまして、現在のところは利用者側の判断ということにしております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

お調べのとおり、環境省の熱中症対策、運動に関する指針からだと思いますが、暑さ指数が31の場合は原則運動は中止、特別の場合以外は運動を中止する、特に子供の場合は中止すべきとなっております、暑さ指数28から31の場合は厳重警戒ということで、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避けるとなっております。

今現在は、利用者の判断でということをやっているという答弁だったのですけれども、先日の愛知県での県が所有する施設でのイベントでトラブルがあったのがご記憶にあると思いますけれども、利用者の判断ということに今現在しているとすると、利用者の常識に任せるとトラブルが発生する場合がありますので、例えば利用していただく際に申込みの書類を交わすと思うのですがすけれども、そこに国のほうでも熱中症対策での取組を大事にしているのです、熱中症アラートが発表された日は利用できない場合もありますということで書類上に注意書きをして、それを含めて承諾していただくような具体的なルール決めを設定するお考えはないでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

現状ルールはございませんけれども、今後につきましては現在利用中止といったような呼びかけは行っておりませんが、利用者の状況等も様々あると思いますので、状況等を見ながら利用中止等の注意喚起といったものをしてまいりたいというふうに思っております。

また、申込書のほうも、ちょっと検討させていただきたいと思います。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

では、利用申込書についても来年の夏に向けて検討して準備していただきたいと思います。

次の質問ですが、エアコンがない施設で町主催の行事、催物が予定されている日に熱中症アラートが発表された場合はどうするのか、現時点で何か対策、ガイドラインを整備しているのでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

夏場にエアコンのない施設で町主催の行事を行うときの対応ですが、特にガイドラインといったものは現状ございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

環境省、国全体で取り組んでいることですので、住民の安全を守るという点で考えたときに、熱中症アラートが発表されて、エアコンがない状態の施設で何か催物、人が集まって催物をするというのは、やっぱりすごく危険が伴うことだと思います。扇風機ですとか、うちわですとか、サーキュレーターですとか、飲物を準備するですとか、そういったことだけでは防げないような暑さというのが我々を今襲撃してきている時代だと思いますので、少しこの部分についてガイドラインというか、目安というか、何か町側として整備しておく必要があるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町全体の施設、そして町の行事とかも関係してきます。その中には、一般町民の方でありますとか、来客者の方、そして百歳体操であるとかというところで、町が主催するものもありますし、そうでないものもございます。そういった中でエアコンがない施設でやる場合もございますので、指標については環境省から提示されているものがございますので、そういったものを施設に掲示するとか、まずは利用する方の服装でありますとか、水分補給、塩分補給というところも大事なところでもありますので、そういったところの啓発はしてまいりたいと思います。

あと、施設の利用の中止とか見合せというところについては、関係課が複数になりますので、その辺はちょっと協議してまいりたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

まず、実際に予定が組まれている日に、熱中症アラートは前日の夕方5時と当日の朝に発表されると思いますが、そのとき急にイベントとか催物を中止だとか延期だとかというふうにするのは、それこそ大変なことだと思います。

先般アップルドームがワクチンの接種会場になっていたと思うのですがけれども、そのときはもう暑くて暑くて大変だったと。その日というのは、熱中症アラートが発表された日だとか、もう非常に気温が高かった日がそこにちょうど重なってしまったという日だったと記憶していますが、職員の方々はとにかく町民の方に早くワクチンを接種、町民が接種できるようにとすごく一生懸命取り組んできて、その対応をしている中でこの暑い日が重なってしまって、町民の方々は暑い、暑いと皆さんおっしゃって、職員の方たちも自分たちの職務をしながらも暑くて大変で、もう倒れそうだったと思うのです。なので、接種に来た町民の方もつらかったと思いますけれども、職務されていた職員の方も非常にご苦労されたのだと思うのです。

しかし、集団接種となると、やっぱりアップルドームのアリーナが最適であろうということで計画してきたと思うのですが、こういったことが今後もないとは限りませんし、災害時の避難所としてアリーナのところを使わなくて済むようであれば、これは幸いなのですがけれども、万が一そこまでも使わなければなくなったときに、暑くて大変だということであれば、大変なことになってしまいますので、もう少しあのアリーナの部分も暑いときにでも、今よりはある程度快適に利用できる環境づくりというのを当町でも考える時期に来ているのではないかと思います、当町としてのお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのアップルドームでのアリーナのエアコンの設備に向けて、町も検討を始めてはどうかということだと理解をしております。三戸町の公共施設のエアコンの設置がどれだけ進んだかというのは、数年前に文科省のほうで学校の教室、これについて支援をするという、そういう交付金の制度がございまして、その際に三戸町は全ての学校、教室にエアコンを設置しましょうと、そしてまたついていない教員のところも併せてやりましょうということで準備をしました。その後新型コロナウイルス感染症の關係の交付金が国から出た際に、先ほどもご紹介いたしましたけれども、公民館、またジョイワークなどエアコンの設置を進めたわけでございます。

アップルドームとか体育施設、もちろん体育館もありますし、あと学校の小中の体育館ももちろんあります。それら全てにエアコンの設置というのができれば、それは非常にいいのだろうなと。都会のほうでは、体育館に対してもエアコンの設置をしている自治体もあるようには聞いております。ただ、現在町でアップルドームほどの容積のある規模にエアコンを導入した場合、どれぐらいの費用がかかるのかということろはまだ検討していないという段階でございます。

まず、今後については可能性とすれば、町単独の予算でこれを組み上げるというのはなかなかハードルの高い事業だというふうに考えておりますので、国等におきましてもそういったものに有利な交付金等があれば、できれば起債ではなくて交付金等があれば、それを活用して整備することはやぶさかでないというふうに考えております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

学校の教室ですとか、ジョイワークですとか、公民館ですとか、そういったところに交付金等を使って設置済みなのは承知しております、先ほどのご説明のとおり。

まず、アップルドームに関しては、やはりスポーツ文化福祉複合施設と銘打っていて、町で一番大きいですし、多目的に利用できるはずの重要な施設であると認識しています。にもかかわらず、夏場にアリーナを利用するには熱中症の危険と隣り合わせというのは非常に残念ですし、もったいなくて仕方がないというふうに思います。ですので、アップルドームのアリーナにエアコンとなると非常に予算がかかってくるとは思いますので、ある程度今よりは快適にという意味で質問していますので、扇風機ですとかうちよりはもうちょっと効果のありそうなスポットエアコンですとか、そういったもので何年かしのいで、何かいい適切な交付金等が出てきた際には考えていただく等の対処はしていただきたいなと思いました。

続きまして、災害時の指定避難所となる場合の熱中症予防環境についてなのですが、今現在アップルドームのアリーナを使う際にはサーキュレーター等を使っている状況だということで了解しました。状況に応じてエアコンがある部屋を使用していただくということで賄っているということで了解いたしました。

ただ、少し具体的に確認しておきたいのですが、避難所としてアップルドームを使う際に、これまでのように和室等を使用した場合、何人程度収容可能なのでしょうか、教えてください。

#### ○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

アップルドームの避難者の想定の数人なのですけれども、それぞれの部屋での人数というのはちょっと算出はしておりません、アップルドーム全体としては防災計画854人の避難を想定しているというところでの答えになってしまいます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

854人というのは、コロナ対策を施すと、コロナ対策を考慮すると、もう少し少ない収容人数になってしまうのかなと思います。

では、町内全体のエアコンのある避難所を全て使用した場合には何人程度収容可能なのでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

現在の町における指定避難所は23か所あるということでございます。そのうち、今エアコンが整備されている施設というのは13施設ございます。そこのおのおのの人数の集計は、ちょっとすみません、今していなかったのですけれども、後ほどエアコンのある施設の合計のほうはお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

災害の時期、種類、規模によって臨機応変に避難所設営がされるのは承知しておりますが、どうか夏場に避難を伴うような災害が起り得るといことも念頭に置いて、熱中症予防対策も十分に考慮した計画を再度見直し等含めて準備しておいていただきたいと思います。安全のために避難してきたのに、熱中症で倒れる方があってはならないということで質問いたしました。

次に、住民が熱中症を予防できる環境で過ごすことを目的に、冷房を完備している公共施設の利用を促す考えはありますかということで、今現在いきいき教室ですとか寿教室のほうにリーフレット等を配布して熱中症予防を促しているということと、ふくじゅそうですとか役場ですとか、そういった公共施設で涼しく熱中症対策でご利用いただける場所を開放している施設もあるということでご答弁いただきました。

ただ、これまで知らなかった、そういう涼むために使っているのだとか、そういったことを知らない方もまだまだたくさんいると思いますので、来年に向けて、もう少し周知、こういった施設にエアコンがありますので、暑くて熱中症対策のためにご利用したい方はここに行くことができますよということを、6月、7月といったもっと早い時期から周知していただきたいと思うのですが、来年の周知方法について何かお考えになっていることはありますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

来年に向けた周知の考えということでございます。まず、時期もでございます。一般的な広報での周知、回覧板でありますとか、あと町内放送も利用しているのかなというところでは考えております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

SNSのほうも使って、若い赤ちゃん連れのお母さん等にも伝わるようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ご意見を参考に、考えていきたいと思っております。

以上です。



○7番（栗谷川 柳子君）

先ほど町内放送もご検討いただけるということで、非常に前向きなご答弁ということで、すごくほっといたしました。環境省でアラート発表時の積極的な熱中症予防行動の一つとして、高齢者、子供、障害者等に対して周囲の方々から声かけをすることが大事としてありますし、消防庁発表の資料では、熱中症による救急搬送、年齢区分別で、やはり高齢者が最も多くて、全体の57.9%、そして発生場所では住居での発生が最も多く、全体の43.4%、次いで道路での発生が17.4%というふうに資料で発表されています。実際に当町内でも、そういった危険は見かけますし、声をかけたりはしますが、高齢の方など暑さをあまり感じられない方ですとか、非常に我慢強い方もいて、びんと窓を閉めて、長袖長ズボンをはいて家の中にいたりとか、水分補給も不足しているような様子の方も見受けられます。そして、かなり元気な方も帽子をかぶらないで、寒いときのような格好で炎天下をしばらく歩いていたりとか、ベンチで休みを取っている方も見受けられて、とても心配しています。ですので、先ほど町内放送も検討してもいいのかなというお話でしたけれども、それは目安としてはどういった日に放送をかけてもいいのかなとお考えなのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

十分情報収集させていただきまして、環境省のホームページでありますとか、担当課も健康推進課になりますので、そういったところの意見を聞いて検討していきたいと思えます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

参考までなのですが、近隣のある町では30度を超える予想の日の朝に放送をかけて、開放している施設が利用可能だということを広く伝えていきます。その町でのきっかけは、平成24年、青森県内で熱中症で救急搬送されたのが449人だった年に、その町では19人の搬送者が出たとのことで、それ以降町内5か所を開放して、広報ですとか、施設での貼り紙で周知しているほか、放送をしているということです。昨年の利用実績は、延べ83人の方がその施設を熱中症対策としてご利用になっているということで、赤ちゃん連れの方ですとか、高齢の方がよく利用されているという非常によい取組、放送というのもすごく効果をなしているということでお話を伺っています。

せっかく当町でも、既に熱中症予防対策のために施設を開放しているというのであれば、課長おっしゃいましたとおり、来年はもっともっと力を入れて周知徹底していただきたいというふうに思います。

そして、質問なのですが、例えば自宅にエアコンがなくて涼しい環境がとてつくりえないとか、徒歩圏内でしか移動できないので、近いといっても公共施設まではとてつくりえないけれども、歩いて行けないという方も実際いると思います。そういう方たちはどうすればいいのか、当町には何かいい案がありますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員からお示しをされたケースというのが、私どもの理解をちょっと超えるといいますか、基本的に歩いてという範囲に一番近いのは町内会館であるのだろうと思います、一応地区割でいきますと。町内であれば、そこの中にアップルドームがあったり、公共施設があると。そして、役場に近いところであれば町民ホール

を利用できるということでありますので、本当に歩けないという状況であれば、それはデイサービスとか、多分そういうところも利用されているかと思うので、そういう福祉関係のほうにもご相談されるのは、まず移動の部分も含めてしていただくことになろうかなというふうに思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

今町長のほうから町内会館という言葉が出ましたが、エアコンがついている町内会館に熱中症予防対策で皆さんが集まるということ、町内会のほうに役場のほうから協力を依頼するというか、そういったことはできるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

各町内会に依頼をするということになると、災害時であれば、例えば大規模土砂災害があったとか、そういったときであればその地区の町内会、また集会所にはお願いはできるというふうに思っていますが、通常の中であれば、町内会館の電気代等の部分とか、管理の部分で鍵であるとかというところを町内会ごとにまず相談をしてもらわなければならないのかなというふうに思いますので、今この場で一概に町からそういう指示を出してできるとかできないとかという話は、ちょっと現段階ではまだお話しできないかなというふうに思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

今具体的に、はっきりと明確にお答えできないのは理解できます。ただ、熱中症アラートの発表は通常ではないということで、災害の一つというか、災害が起こり得る一つの原因になるのは、この熱中症アラートに値する暑さ指数の日だというふうに私は捉えています。これはやはり町民の命を守るための行動として、エアコンのある町内会館に人が行って、避難するというような感覚で私はお話をしていましたので、熱中症アラートが発表された日は、通常という日ではないというふうに私は認識しています。

もし町内会でそういったことで人が集まることになれば、隣近所ですとか、身近なところでの人と人とのつながりですとか助け合い、自主防災組織の中での活動の一つにもなると思いますので、人が集まることでコミュニケーションが高くなって、希薄になっていた町内会活動というのがもっと活性化できる一助にもなると思いますので、そういった近所の人同士での近い場所、町内会館での熱中症予防対策というのいろいろな面でよい影響を与えることにはないかと思ひまして質問いたしました。ですので、できましたら町内会で町の役場のほうからも熱中症の予防のために町内会館をちょっと暑い日は開放してやってくれないかというような相談というか、打診というか、協力の依頼というか、そういったことを考えていただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員からのご提案でございますけれども、まずは各町内でどれぐらいの方が利用の可能性があるかという、そういった調査等も恐らく必要だと思いますし、全て性善説で開放して町内会館を利用してもらった、物がなくなったとか、そういうふうなことが実際にあったときにどうするかとか、いろんなそこの中での対応をどうするかという検討もしていかなければならないと思いますので、まずは第一として現在仮定の話ですので、ではそういった場合にどれぐらいの方がどこの町内会館を利用する

かといった、そういった具体的な調査もこれは必要になるだろうというふうに思っております。まだ来年については、時間もありますので、町内会長会議等の中でもそういった提案もしながら、どういうことであれば例えば町の要請に乗ってもらえるのかというところも含めて今後の会議の議題にしていきたいというふうに思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

もちろん様々町内会と相談したり、協議したり、調べたりしなければいけないことがあるだろうことは理解していますので、それをやっていただきたいなど、まずは相談してみたいなどというふうに思って質問いたしました。

これで今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

**散 会**

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午後3時53分 散会**

---

## 第6日目 令和3年9月7日（火）

---

### ○議事日程

- 第1 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案
- 第2 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
- 第3 報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第4 議案第42号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第43号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合規約の変更について
- 第6 議案第44号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第7 議案第45号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 議案第46号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 議案第47号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第48号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第49号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第51号 令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第52号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 決算特別委員会設置（令和2年度決算認定8件付託）

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（14人）

- 1番 柳 零 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君

3番	和田	誠	君
4番	越後	貞男	君
5番	乗上	健夫	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聡	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

---

○欠席議員（0人）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦	君
委任説明員	副町長	馬場浩治	君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造	君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均	君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正	君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二	君
	健康推進課長	太田明雄	君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一	君
	農林課長	極檀浩	君
	建設課長	齋藤優	君
	まちづくり推進課長	中村正	君
	総務課財政指導監	下村太平	君
	三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰	君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏	君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也	君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃	君
委任説明員	事務局長	極檀浩	君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光	君
委任説明員	事務局長	櫻井学	君
	史跡対策室長	奥山昇吾	君

---

○職務のため出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光	君
主幹	櫻井優子	君

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案

○議長（竹原 義人君）

日程第1、意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案を議題とします。

本案は、議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては議長に一任願います。

---

### 日程第2 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題とします。

本案は、議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。意見書案第3号は原案のとおり可決されました。  
なお、意見書の取扱いについては議長に一任願います。

---

**日程第3 報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)**

○議長(竹原 義人君)

日程第3、報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長(遠山 潤造君)

報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第4号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、主に低所得者層の国保税に対します負担感の軽減を図ることを目的に、期別税額の端数処理の見直しを行うこととし、三戸町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

具体的には、これまで第1期だけが100円単位、第2期以降が1,000円単位であった税額について、第1期から第8期まで全ての納期を100円単位とすることで、期別の税額を平準化し、納付しやすい環境の整備を図ったものでございます。

三戸町条例等改正資料の1ページにございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。上段の改正後において、第12条の次に新たに第12条の2を設け、地方税法第20条の4の2第6項ただし書に基づきまして、納期限ごとに100円未満の端数処理を行うことを規定したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。  
藤原議員。

○8番(藤原 文雄君)

今回の提案で低所得者への配慮としてということで端数を均等割にしたということですが、三戸町の納付は全8期となっていますけれども、負担感の軽減ということであれば、これを9期にすることもできるのではないかとということで、三戸町の納期が8期になっている理由をお知らせください。

○税務課長(遠山 潤造君)

お答え申し上げます。

本町の国保税の納期につきましては、ご指摘のとおり7月から翌年の2月までの8



期ということになっております。平成27年度に4期であったものを8期に変更してございます。他の自治体では、ご指摘のとおりでございますが、9期あるいは10期という例もございます。9期の場合は、7月から翌年の3月まで、それから10期の場合は6月から3月までの設定になっております。三八では、八戸市を含めました7市町村中5市町村が8期を採用しております、同様に7月から2月までとなっております。

それで、なぜ7月からかと申しますと、毎年行われております個人の所得申告、その所得のデータがまとまるのが5月末となっております、6月1日に町県民税が課税されますけれども、国保税の場合はこれに加えて1月2日以降に本町に転入し国保に加入した方の所得等を転入前の市町村に照会する必要がございます。複数回転居しているような場合は、この照会を繰り返すということになります。したがって、7月からが最善と考えておまして、6月につきましては、これを転入者に関わります所得照会等に要する期間としているところでございます。

それとまた、最終の納期限を3月ではなくて2月としていることについては、主に徴収率の確保を考慮したものでございます。2月末の納期であれば、年度内の3月中に督促状を発送しまして、出納整理期間中に未納者への対応ができますが、これを1か月遅らせることによりまして、未納への対応が遅れてしまうということになります。一方、今回の承認案につきましては、低所得者の負担感を軽減する方策として、これらに影響を与えることなく実施できるものでございます。ご理解を賜りたいと思いません。

#### ○8番（藤原 文雄君）

三戸町で8期としている理由は分かりました。今回の措置なのですけれども、コロナ禍ということもあって、これから町の経済状況等変わっていくことも十分考えられる中で、納入率を維持していくというのは大変なことだと思いますので、町民の生活、特に国民健康保険税を納入されている自営者の方、農業者、または、一番話が聞かれるのは退職された方が社会保険から国民健康保険に移るといったとき、やはり負担感を感じるという意見もございますので、今後9期にするということは不可能ではないと思いますので、納入率の維持のために、きちんとそこら辺の分析をして今後対応していただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○税務課長（遠山 潤造君）

9期にすることも可能ではないかというお話でございました。確かに退職して年金暮らしになられて、現役時代の所得で国保税が課税されるということで、年金収入のみでは納付が困難であると、長期に分納するという方も中にはいらっしゃるかと思います。そういう場合は、例えば4月の年金が入るまで延ばしてほしいというようなこともございまして、そういった納税相談については柔軟に対応しているところでございます。課税された税金が4月までに完納するような計画を立てまして、それに沿って納めてもらうというようなことをおまして、個別事情に応じた対応を行っているところでございます。現時点では2月までの納期を基本線として、今後も個別事情に応じた柔軟な対応を取ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

#### ○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。  
これより報告第7号を採決します。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。報告第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第42号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第4、議案第42号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。  
総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第42号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受け、三戸町個人情報保護条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。条例第31条第2項中において、町が保有する個人情報のうち、本人の請求に基づき訂正をしたものについて、総務大臣宛て通知をすることとしていたものを、デジタル庁の発足に伴い、長となる内閣総理大臣に改め、このほか行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を受け、条例で引用しております第19条第7号を第19条第8項へ、また同条第8号を同条第9号にそれぞれ改めようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。  
これより議案第42号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第43号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第43号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。  
住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第43号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、三戸地区環境整備事務組合がペットの火葬に関する事務を処理することに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたことから、同法第209条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容についてであります。三戸町条例等改正資料のほうの一番最後のページを御覧いただきたいと思っております。組合の共同処理する事務を規定している第3条第1項第6号、「厚生福祉施設葬祭場の設置及び管理に関する事務」から「葬祭場の設置及び管理に関する事務」に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第44号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて**

○議長(竹原 義人君)

日程第6、議案第44号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第44号はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第7 議案第45号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第45号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。  
これより議案第45号を採決します。  
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第45号はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第8 議案第46号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について**

○議長(竹原 義人君)

日程第8、議案第46号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるこ  
とについてを議題とします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。  
これより議案第46号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第47号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第47号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第47号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億2,798万3,000円に歳入歳出それぞれ5,335万6,000円を追加し、予算総額を64億8,133万9,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。9款1項1目地方特例交付金では、交付決定により48万2,000円を増額しております。

10款1項1目地方交付税では、普通交付税1,446万8,000円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では、教育・保育施設型給付費負担金42万4,000円を増額しております。過年度国庫負担金の精算により追加交付されるものであります。

14款2項5目教育費国庫補助金では、公立学校情報機器整備費補助金52万8,000円を追加しております。当初予算で計上しているGIGAスクールサポート事業について交付決定があったものであります。

15款1項1目民生費県負担金では、教育・保育施設型給付費負担金18万8,000円を増額しております。過年度県負担金の精算により追加交付をされるものであります。

15款2項1目総務費県補助金では、元気な地域づくり支援事業費補助金652万4,000円を追加しております。当初予算に計上している相撲場整備事業、11ぴきのねこのまちづくり事業等について補助採択が決定をしたものであります。

2目民生費県補助金では、斗川児童館、中央児童館、町内保育施設のコロナウイルス感染症対策費用に対する補助金79万7,000円を追加しております。

18款1項1目繰入金では、秋の城山公園ライトアップ事業費補助金に充てるため、ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金140万円を増額しております。

19款1項1目繰越金では、令和2年度決算により前年度繰越金6,075万1,000円を増額しております。

8ページをお願いいたします。20款3項1目雑入では、弘前大学で実施する食支援プロジェクト事業に係る負担金44万7,000円を追加しております。

21款1項2目衛生費債では、葬祭場負担金に充てるため、葬祭場整備事業債210万円を増額しております。

5目消防費債では、第14分団屯所改修工事請負費に充てるため、消防団屯所整備事業債1,000万円を増額しております。

6目教育費債では、元気な地域づくり支援事業費補助金の採択により、相撲場整備

事業債280万円を減額しており、8目臨時財政対策債では発行可能額の確定により4,320万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。1款1項1目議会費では、259万2,000円を増額しております。17節、タブレット購入費254万7,000円の追加が主なものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では、ふるさと三戸応援基金積立金1,549万1,000円を増額しております。令和2年度ふるさと納税収入額から返礼品等経費と基金積立額を除いた額を基金に積み立てるものであります。

5目地方創生推進費では、110万1,000円を増額しております。弘前大学と包括連携協定を締結している市町村で実施する食支援プロジェクト事業に係る経費の追加が主なものであります。

7目企画費では、地域おこし協力隊1名の受入れに係る経費205万1,000円を追加するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、前年度繰越金の精算等により、国民健康保険特別会計繰出金224万円を増額しております。

3目障害者福祉費では、過年度負担金返還金の追加により766万8,000円を増額しております。

5目老人福祉対策費では、151万円を減額しております。令和3年度敬老会を中止し、対象者全員に記念品を送付するものであります。

2項1目児童福祉総務費では、397万2,000円を増額しております。10節、消耗品費、17節、施設備品購入費、18節、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、国、県の補助金を活用し、児童館、町内保育施設の感染症予防資材などを整備するものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費では、161万4,000円を増額しております。三戸地区環境整備事務組合の葬祭場建設事業費の増加による町負担金の増額が主なものであります。

2項1目じんかい処理費では、三戸地区環境整備事務組合の入札実績等により、ごみ処理施設負担金331万3,000円を減額しております。

16ページ、17ページをお願いいたします。6款1項4目果樹生産振興対策費では、サクランボの雨よけ施設に対する補助金であります。特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金25万6,000円を追加しております。

7款1項1目商工業振興費の60万円の減額は、中止となったさんのへ夏まつり事業費補助金の減額が主なものであります。

2目観光費101万7,000円の減額は、中止となったさんのへ秋まつりに対する補助金であります。観光推進事業費補助金の減額が主なものであります。

3目道の駅管理費では、道の駅階段改良工事請負費84万7,000円を追加しております。道の駅利用者の安全を確保するため、階段に踊り場を設置するものであります。

19ページをお願いいたします。9款1項4目消防施設費では、第14分団屯所改修工事請負費1,000万円を増額しております。当初詰所部分を改修する予定でしたが、改修した場合においても現在の建築基準に適合する構造となっていないことが判明したため、新たに屯所を整備しようとするものであります。

20ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費の54万9,000円を増額は、部活動バスの乗客席暖房が作動しないため修理をするものであります。

4項2目公民館費では、400万円を増額しております。12節、成人式記念講演委託料200万円の追加は、令和4年1月に開催予定の令和3年・4年合同成人式において

記念講演会を実施するものであります。17節、施設備品購入費200万円の追加は、キャンプ用テントを購入するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

まず、17ページの道の駅管理費、道の駅さんのへ階段改良工事請負費ですが、今踊り場を設けるということで計画されているのか。詳しくどのような設計の階段になる計画なのかということと、またいつ頃工事予定なのかが1点と。

19ページ、14分団屯所改修工事請負費ですが、当初予算を見積もる設計の段階でしっかりとした予算の見積りをお願いしたいということで、建物を建築した場合に、引き渡しを受けた際に設計図書、竣工図書等あると思うのですが、そういったものを精査しなかったのかということと、また今後こういった設計変更がないような対策はどのように考えているかをお願いします。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

山田議員のご質問のほうにお答えいたします。

まず、屯所の部分についてでございますけれども、まず設計予算の計上の段階で詳細な図面等がなかったのかというお話だと思っておりますけれども、既存の建物が昭和43年に建築された建物でございまして、図面等ちょっと確認できなくて、平面図しか確認できなかったため、中の構造等の図面がなかったために、今回詳細設計において新たに調査をお願いして判明したものでございます。

また、今後の予算計上につきましては、できる限り詳細な内容等をきちんと確認いたしまして、予算のほうを計上させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

1点目の道の駅の裏側にあります階段の改良工事につきましてご説明を申し上げます。

裏側の階段につきましては、これまで転倒のおそれがあると下まで行ってしまうということから、高齢者の方であるとか、バリアフリーという観点から、安全に容易に上り下りができるように、中段部分に1メートル20ぐらいの踊り場を設置いたしまして安全を確保しようとするものでございます。

完成につきましては、10月中には完成できるように進めるところでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

まず、階段のほうからですけれども、踊り場を設けるだけということですか。一般質問の際に傾斜も緩くするという話を聞いていたのですが、その辺はどうなのかなということ。

14分団の屯所改修工事のほうですが、図面がないということで、ほかの町内のそう



いった建物なんかでも図面がないという箇所は何か所あるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

階段の傾斜につきましてですが、踊り場を中段に設けることによりまして、若干ではありますが、前に階段のほうが出ますので、幾らかの傾斜は緩くなるものと考えておりますが、極端な形で傾斜というのが改善されるわけではございません。

以上です。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

これ以外の町有施設の図面等はあるのかというお話ですけれども、まず屯所につきましては全てが町所有の建物ではないものもございまして、個人の方からお借りしているもの、また詳細がちょっと不明な古くからあるものというものがございまして、そういったところにつきましてはちょっと図面等は確認はできておりませんが、それ以外の町の所有の屯所につきましては図面等は全て完備してございます。

あと、その他の施設については、ちょっと現在のところは確認が取れていないので、数がどれぐらいあるかというのは現段階では分からない状態でございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

階段の件は了解いたしました。

屯所の件、図面等、ほかのものはあるということなので、こういった改修等ある場合はしっかりと精査して、大きな設計変更がないようお願いしたいと思います。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

私からも、消防施設費のことでちょっとお聞きいたします。

まず、ページが19ページで9款消防費についてですが、4目消防施設費1,000万円の増額補正になっておりますが、14節では工事請負費1,000万円とありますが、説明の欄では第14分団屯所改修工事請負費とあります。改修となると、法律的に造り直すということではないでしょうか。先般8月17日、議会全員協議会の説明では、屯所の改修設計に当たり建物調査の結果、建物全体に不具合が生ずるとの結果で、そのため建物を全部解体し、屯所を新築するという方向であったと。そうなれば、予算上では改修とありますが、8月17日では新築するという事は、どちらが本当なのか、その辺もお聞きしたい。

それとあと、先ほど来昭和43年の詳細の図面がないということでありましたが、やはり地方公共団体は財産の管理運営とか事務処理に資するべきであって、やはりなければならぬに調査の段階で、そういったのに基づいてきちっとした調査をしたのかどうか、その辺をお聞きしたい。

あとそれと、財源の内訳を見ますと、地方債を借り入れることでありますが、過疎債を使えば返済利率が安くできるのではないかと。過疎債を使わない理由は何なのか、そこをお聞きしたい。

あと、消防施設を新築する際に、国や県からの補助等の支援があるのか。あるのであれば、どの程度の金額が補助とか支援がなされるのか、そこをお聞きしたい。

あと、先ほど来図面はない、屯所については確認できていないということですが、地方公共団体、いわゆる町として、そういった確認できないのはやはりもう一

度建築の図面の整備の保存に努めるべきではないでしょうか。いつでも対応できるような図面の保存の仕方が地方公共団体に問われるものだと思いますので、その辺をお聞きしたい。

以上です。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、予算の説明欄が改修工事ということになっておりまして、前回の全員協議会の説明では新築工事ということはなぜかということでございますが、これは予算の説明欄の際に改修工事の予算の費目がありましたので、そこに載せた形の補正予算ということで上げさせていただきました。正しくは、新築工事等の表現が正しいものと思いますので、修正をしていきたいと思っております。

次に、建物の図面がないということで、調査をしたのかということでございますが、今回平面の図面はございまして、それより詳しい図面がなかったということでございます。今回設計をするに当たりまして、図面がないと設計もできないということでもありますので、まず現地の建物の調査を設計業者からしていただきました。図面を作るという際に、併せて中の調査をしたということで判明したということの流れになりますので、図面が全くなかったというわけではございませんで、調査も十分やってから改修をしようということを進めていたものであります。

次に、財源は過疎債というものが使えないのかということでございます。過疎債については、ご存じのとおり借入れの7割が交付税で措置されるということになってございます。今回起債を予定しておりますものは、緊急防災・減災事業債という国の起債がございます。こちらの起債についても交付税の7割が措置されるということになってございますので、過疎債は過疎債のほうで枠を取っておいて、こちらの緊急防災・減災事業債の起債のほうで対応するというところで考えたものでございます。

最後に、図面、関係書類等の保存ということについてでございますが、これは当然のことでございます。建築した際、工事した際等の図面については、役場に書庫がございますので、そちらのほうに保存するということになってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あわせて、国、県の補助があるかないかということでございますが、今回は起債のほうで7割の措置の起債、緊急防災・減災事業債の起債があるということで、そちらのほうで対応するというところで考えております。

以上でございます。

#### ○12番（澤田 道憲君）

分かりました。14分団の新築に当たって、団員の意向が十分に反映された屯所であるかどうかということ、これまで何回か大舌の団員の方々並びにいろいろ消防関係者の方々とそういった話合いをしたのか。どうしたら一番効率的に団員に活動しやすい造りになるのか、その辺をお聞きしたい。それが1点。

そして、今まで見ていますと、事務の決裁の在り方、担当者がそれぞれ企画立案しながら上席の決裁権限者に決裁をいただきに上がるわけですけれども、その際に担当者並びに上席が十分その問題について話し合っただけで決裁しているのかどうか、その辺も聞きたい。

それと、今後なければならないなりに、担当者の企画、そういった調査とかを密にしながら、こういうことのないように職員のスキルアップをどのように図っていくのか、

その辺も町長からお聞きしたい。今まで聞きますと、いろいろ各種研修会等に積極的に参加され、スキルアップを図るという話を聞いておりますが、それ以上のことが私ら町民のことを考えれば望んでいるわけですので、その辺をお聞きしたい。

以上、お願いいたします。

#### ○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

澤田議員のご質問にお答えいたします。

14分団の団員のほうと詳細な打合せ等々を行って屯所のほうの設計をやっているのかということのご趣旨だと思えますけれども、当初車庫部分を残して改修するという計画でありましたが、その後設計の段階で、先ほど申し上げましたとおり構造上の問題があるということで、その点が判明した段階で一旦団長を含め分団長等々と打合せのほうを行わせていただいております。その後につきましても、このような形がいいのではないかというので、実施設計の前の簡単な図面のほう、こういった形でどうでしょうかというのにつきましても14分団のほうに提示をさせていただいて、使いやすい屯所とするように打合せ等を密に行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○町長（松尾 和彦君）

私のほうからは、職員のスキルアップについての問いだというふうに思っております。今回のケースであります防災だけではなくて、様々な分野でということだというふうに認識をしておりますが、昨今、他の自治体でも技術職という部分で大分不足をしている、当町でも技術職という専門が正直な話、これは存在はしていません。その代わりに職員たちが勉強しながら、あるいは設計のほうを他にお願いをしながら組立てをしていくというふうな流れになっております。まずは、技術職という部分を何とか確保していきたいということがまず1つ、そしてまた、これまでいろんな研修であるとか講習、そういったものには希望を取りながら、どんどん出す形にしております。残念ながら、ただそうはいいまして、今コロナという関係の中で、オンラインでの研修はできているのですが、それ以外の研修というのが今年度はなかなか進んでいない。また、県境を越えて仙台あるいは東京という中での研修というものもなかなかちょっと今年は進んでいないという状況ではありますが、今後はこういった状況が改善されれば、職員にも啓発をして、どんどん研修またスキルアップに努めてもらうよう指導してまいりたいというふうに考えています。

#### ○議長（竹原 義人君）

決裁時に意見交換しているかという。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、事務の取扱いの流れの中で決裁をどうしているかということでございます。これは、担当者が起案をいたしまして、その班の班長であったり、次は課長補佐であったり、最後課長ということで決裁の順序が決まっております。その後副町長と町長ということになります。

既存の財産の改修となれば、当時の財源がどういうものであったか、どういうふうな経緯で手を加えて改修しているか、何年くらいにそれが行われたのかということについては当然のように決裁の中に記して、そもそもそれが改修できるのかどうかというところについても一応は話し合われたところでございます。

そういった中で今回の件については、図面が簡単な図面、平面図しかございませんでしたので、現地の調査をしましょうということで、当初の段階では、その実施の決裁というのは実施の段階において、令和3年度において決裁がなされます。予算を計上する段階では1年ほど前、令和2年度の11月頃となりますので、その時点では見込みが甘かったと、決裁という行為はしておりませんので、概算の予算の要求ということになりましたので、実施の段階で今回はそういった差が生じたということになったものでございます。

今後におきましては、予算の編成の段階で細かく精査できるように努めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

10ページ、2款1項7目1節のところで質問いたします。

協力隊の方と合意なされて決定したとのことで、年度途中からの報酬金額が93万円かと思えます。以前まで協力隊の方がアップルドームほのぼの館に常駐している経緯もあり、前にお聞きしましたときはほのぼの館の人員についても考えているということでしたが、このたびの着任で、このミッションの中にもほのぼの館の業務があるのかが1点。

それから、協力隊の方についての業務内容とか情報、お伝えできるところがありましたら伺いたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

千葉議員のご質問にお答えいたします。

今回地域おこし協力隊のほうに任命しようとする方につきましては、東京都にお住まいの36歳の男性の方になりまして、現在自営業としてITコンサルタントをされている方です。この方の詳細につきましては、今月上旬に合格通知のほうを送ったところ、本人より就職の意向、返事が来まして、今回任用の決定のほうにつきましては今定例会に必要な予算のほうを計上しておりましたので、予算可決後に任用の決定をしたいと思っております、11月からの勤務を予定しておりました。ですので、今のところ東京都の36歳の男性というところでご理解を賜りたいと思います。

あと、今回のミッションにつきましては、ポップ生産復活というものに応募されまして、それに対しましては合格通知というものをお出ししてございます。基本的には、その業務に従事をしていただくこととなりますけれども、ただ町を知ることであるとか、あとは地域の方との触れ合いとか交流とか、そういうことも仕事をする上、業務を行う上で必要なことかと思っておりますので、それ以外のミッションについてもその業務に支障のない程度に従事していただけるかというところは本人からも承諾を得ておりますので、基本的にはポップ生産従事というところに携わっていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

#### ○10番（千葉 有子君）

分かりました。11ぴきのねこで盛り上がっている当町ですので、今はにぎわうことはできませんが、せつかくのほのぼの館があり、馬場のぼるさんの功績を表す場所や憩いの場所にもなっていますので、そういう町外の方の目もとても大切かと思えます

ので、ミッションの中には入らないかもしれませんが、今答弁にもあったように、意見を聞いて、町のにぎわいのためにやっていくということですので、ぜひ人材活用をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○8番（藤原 文雄君）

20ページの10款教育費、4項2目公民館費のところ、今回成人式の記念講演として200万円計上されているということで、これはこの間の全協の際に町長自ら説明をされて、社会教育に対する思いというのは共感できる部分がすごくあって、共感できるのですが、問題とされているのは、その後、全協の後に三八、三戸含めたコロナの状況がすごく厳しい状態になっていて、記念講演を実施するに当たっては、もう9月、今月に判断をしてやらないとなかなか厳しいというスケジュールとっていましたので、この状態で判断するのも大変なのではないかなということで、これは去年、令和2年度は延期、再延期になって、成人式がやれていないと。令和3年度は1月9日に実施の予定で講演をやるということなのですから、この講演一本で考えた場合、判断が非常に難しいのではないかなということで、延期も考えているのか。講演を延期ということになれば、著名な方に講演をお願いするというのであれば、大変難しい判断だと思うので、そこら辺の町側の対応についてお伺いします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

ただいま成人式のことについてのご質問です。議員が察するように、現下の状況は大変厳しい状況であるというふうには考えております。当初の成人式、1月に向けての考え方は、10月、11月となれば、ワクチン接種のほうも相当進んでくるので、そこでかなり状況の変化はあるのだろうというふうには考えて、今回の1月に成人式を2学年一緒にとということで検討を始めました。その考え方自体は、現在も変わってはおりません。今国のほうでもITを使っての接種証明であるとか、行動についての新たな基準のようなものを年内に準備をしていきたいということも新聞等でも見ておりますので、ワクチン接種が進んだ中でのコロナに対応したいろんな行事の進め方という中では、間に合えばこれはモデル的な事業になるのではないのかなというふうにも考えております。

まずいずれにしても、どんなに著名な方が来るにしても、基本的な考え方は町内の方しか当然入場はできません。ワクチン接種が90%近くいっている三戸町の町民以外では、もう講演会にも参加することは認めないつもりでおりますので、町民だけによる成人式ということで準備をしていけば可能なのではないのかなと思っております。詳細については、担当課のほうからも説明をさせます。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

成人式については、ただいま町長から答弁あったとおりでございますが、この後あくまで感染のほう落ち着いた状態となったことを想定しての記念講演といったことで計画したものでございます。

現在講師のほうをお願いした場合に、キャンセル等をもし、どの時期になればキャンセル料が発生するのかとか、そういったものも現在調査しております。そちらにつきましては、講師によって現在様々な対応になるというような話で、例えば1か月前からだと発生するとか、早い段階でもう3か月とかといった方もあるといったような状況ですので、そういったことも考慮しながら、今後の記念講演というものを考えて

いきたいというふうを考えております。

○8番（藤原 文雄君）

延期については考えないということでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

これは、いろいろと多方面からも話を伺っておりますが、できれば延期をしないで開催をしたいというふうを考えております。もしも延期をしなければならなくなった場合は、中止ということも、何年もこのタイミングがずれてしまうというのも、それは結果的によいことではないというふうに思っておりますので、その場合は一部の部分は中止という、延期できる部分は延期はしますけれども、そうでないものについては中止という考え方を持って、できるだけ開催をしたいというふうを考えております。

○2番（小笠原 君男君）

それでは、私も成人式のことについてお伺いしたいと思います。

講演につきましては、まずいろいろな方面から模索している最中なようでございますけれども、どうしても八戸のほうのコロナが増えてきていたということもありますし、その近隣町村である我々のほうにも波及してくるのではないかなということも考えられますので、そうした場合、延期というのは考えていないというふうなことを今ほど言われましたけれども、もし中止になった場合、2年度の成人の方々に対しては記念品とかそういうのを送る予定とかというのもそれでは考えられるのかというのと、できれば著名な方の講演も必要なのかもしれないけれども、割と予算取っておりますので、成人の方々にお見舞い金とかそういうふうな形、町長の一言添えた手紙でも、直筆の手紙でもやってあげたほうが本当は成人の方々も心に残るのではないかなというふうに思われますが、その辺はどうでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

まず、中止ということは、これは仮定の話でありますので、その仮定の中であれこれというふうにもちよつとなりません、ただやはりコロナ禍の中での成人式、そして1年延期になった上での中止ということになれば、これは本当に開催を予定していた成人式出席者の気持ちを、またそういったものを酌んで、町としてはしっかり対応していかなければならないなというふうに思っております。

とにかく今回の成人式は極めて特別な場面になると思っておりますので、できる場合はもちろんですが、できない場合も、そこは心に訴えられるようなものをしっかり準備していきたいというふうに考えています。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

1つお知らせいたします。

令和2年度の対象者につきましては、8月に延期となった際に、町のほうからまず町長のメッセージ、それから11ぴきのねこのピンバッジ、あと町制施行130周年のDVDといったものをお送りしております。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

そういうふうなこともあると思いますけれども、できれば新成人の方々、また実行委員の方々の希望に添うような、記念に残るような成人式というのが一番大事だと思うのです。町からの押しつけの成人式というのは形式張っていて、やはり我々の時代もそうでしたけれども、大した記念に残るような感じにはなっていなかったもので、その合同の成人式というのものなかなかないことだとは思いますが、できるだけ成人式を迎えられる成人の方々には記念に残るような形でやっていただきたいというのが一番の思いでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### ○1番（柳 隼 圭太君）

まず、この前の全員協議会の町長へのご質問で、私自身はちょっと不明な点が多々ありましたので、この成人式の記念講演について改めて町長のご趣旨であったり、目的というものを伺いたいのがまず1点。

あとそれについて、実行委員会と行政として今後コロナ禍の中どのように開催、また延期に向けて取組をしていくのというのが2点。

あとは、ページを変えまして、17ページの7款の商工費のほうに移っていただきたいのですが、同じく事業目的で秋の城山公園ライトアップ事業補助金、これは町の補助金を使って行う事業だとは思いますが、この事業目的、こちらの3点について伺いたいと思っております。お願いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

私のほうからは、成人式を開催するに向けての考え方というところでご説明申し上げます。

今回の成人式、延期という事態もなかなかあるものではなかったわけなのですが、今回のコロナの時代において、そういった成人を迎える方々が出てきました。各自治体では、延期、さらに延期というところもあり、あるいは中止をしてしまうところもあり、あるいはそういった中でも藤崎町のようにこの間夏に開催をして成功したところというのがあります。いろんな取組がありますので、町としてもしっかりと考えていかなければならないというところです。

この三戸町を担っていく、将来を担う方というのは、やはり今の成人を迎える方に対して、しっかりと町としてのメッセージ、そしてまたその地域を思いやる心、またここで頑張っていこう、あるいは日本をもっと盛り上げていかなければならないのだと、そういった成人の志というのをぜひ感じてもらいたいというふうにかねてから思っているわけでございます。

そういった中において、通常の成人式はもちろんなのですが、このコロナ禍というのはさらにまた時代の変化のちょうど節目にあるのだと思っています。デジタル庁もできますし、いろんなITの関係のほうもどんどん変わって進んでいきます。また、福祉であるとか、介護であるとか、そういったものもまた変化の時を今迎えているのだと思います。そういう時代にあるからこそ、成人式という中で今を見据えるということをお子たちに何か考えてもらいたい、またそういう思い出に、記念に残るようなきっかけになってもらいたいという思いで今回の企画を考えているところでございます。

先ほど小笠原議員のほうから、役場からやらされている成人式なら駄目なのだという話がありました。それぞれ当事者の方々の考え方の一つでもあるのだらうなと思いますが、成人式に向ける予算というものも、実は今回のことを契機に少し増やしていきたいと。そして、実行委員会の皆さんが、本当に自分たちの成人式という意識で取

り組んでもらえるようなものに、まずこれが成功すれば、今後していけたら私としてもうれしいなというふうに思っております。

まずは、本当に開催ができるかどうか、とにかくそこがすごく大事なところだと思っておりますので、まずそこに向けて全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点目の秋の城山公園ライトアップ事業費補助金の事業目的についてご説明をいたします。

こちらは、新型コロナウイルスの影響を受けまして中止となりましたさんのへ秋まつりの代替事業として実施するものでございます。昨年度に引き続き、城山公園をライトアップすることによりまして、町民、町外の方々に紅葉の季節に城山公園を散策していただき、新しい城山公園の魅力の発見と誘客促進を目的に、町の観光協会に補助金を交付いたしまして実施するものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（竹原 義人君）

教育委員会事務局長、先ほどの質問の中にどのような開催になるのか、式典の内容をお知らせください。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

それでは、式典の内容についてですが、式典につきましては通常のご挨拶等をいただきながらの式典、その中では代表者のほうからの感想発表、答辞等が行われます。その後記念写真の撮影、これはもう学年ごとで行います。あとDVDの上映といったものがありますが、これは町民体育館のほうから公民館ホールのほうに移動して学年ごとといったような形になります。その後記念講演を行うというような内容。こういったものでよろしいでしょうか。

#### ○1番（柳 圭太君）

私の聞き方があまりよろしくなかったみたいで、1点目と2点目については了解をいたしました。

今後の方向性と伝えましたのは、例えば実行委員会と教育委員会で今後話合いのほうを重ねると思うのですが、私も実行委員会をやる機会があったので、それが1回、2回という少ない回数だと記憶してございます。ですので、今後話合いという場を、感染対策であったりとか、町長の今熱意というのは非常に伝わりましたので、それを延期する方向に何とか持っていけないかというので、話す機会というのを増やすのか、増やさないのか、または記念講演というものの中身を詰めていく機会を増やすのかという意味で、今後の方向性を実行委員とどのように話の内容を深めていくのかという意味で、例えば今オリンピックに出たアスリートだったり、県内ではレスリングの選手とかがいるとは思いますが、そういう中身的な話を今後増やす機会があるのかなというので、方向性をどのように決めていくのかというご質問をした形でございます。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

実行委員会のほうと町側のほうでは、今現在2回話合いを持っている状況です。今



後につきましても、感染症対策、それから記念講演の部分等お互いに、実行委員会のほうが主体となって意見を出していただいで、よりよいものになるように話合いの回数を増やしながら行っていきたいというふうに考えております。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。先ほど町長のお話にもありましたとおり、今コロナ禍ということで成人式というものを特別な場面というふうに捉えておりましたので、教育委員会、そして実行委員と密に、そして何とか開催する方向に持って行って、成人の皆様が本当に特別な思いとして、思い出に残るような成人式としてぜひ開催していただければと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

10ページ、2款7目企画費の一般財源85万9,000円というところなのですが、これは地域おこし協力隊に係る部分ということなのでしょうか。

それと、細かいですが、公舎借上料40万6,000円というのも、これも地域おこし協力隊に係る部分なのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点ご質問をいただきました。まず、2点目につきまして、今回この企画費で計上しているところは地域おこし協力隊の任用に係る費用でございまして、住まいの借上料というところで40万6,000円を計上してございます。

申し訳ありません。1点目のところをもう一度お知らせいただいてもよろしいでしょうか。

○7番（栗谷川 柳子君）

一般財源の85万9,000円というのは、この中でどの辺りを85万9,000円で……節で言うところのところが85万9,000円になるのでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

---

（午前11時20分）

休 憩

（午前11時25分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15分後再開予定をもって休憩します。

---

（午前11時25分）

休 憩

（午前11時41分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどの栗谷川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ここの7目の企画費、今回は地域おこし協力隊に係る経費ということで補正予算を上げております。そこで国県支出金のところの119万2,000円、そして一般財源85万9,000円、補正の額が205万1,000円ということで、その内訳ということのご質問でございます。

今回歳入のほうの補正もございまして、7ページの15款県支出金の2項県補助金の1目の総務費県補助金、こちらの説明欄のところに元気な地域づくり支援事業費補助金652万4,000円というものが今回歳入の補正を上げております。こちらの補助金を受けまして、先ほどの10ページの7目の企画費の事業のところの119万2,000円を配分させていただいたところでありまして。こちらの金額は、協力隊に係る経費には充てるものではありません。ほかの事業、7目の中にある今回補正予算とならないものの事業に充てる経費ということで、金額だけの補正ということになります。

地域おこし協力隊の財源については、特別交付税で措置が予定をされますので、こちらのほうの財源ということで別に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第48号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(竹原 義人君)

日程第10、議案第48号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第48号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,299万8,000円に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、予算総額を5,323万3,000円にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金91万円を減額しております。

3款1項1目1節繰越金では、令和2年度決算により前年度繰越金114万5,000円を増額しております。

4ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費101万9,000円の減額は、委託料の確定により水質検査委託料100万8,000円の減額が主なものでございます。

1款2項3目大舌地区給水費では、14節工事請負費125万4,000円を増額しております。斗内松山地区の家庭に供給する水の水压調整をするための減圧弁が正常に機能しなくなったことから交換するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第49号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第1号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第49号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第49号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ390万8,000円を増額し、予算総額を12億1,798万1,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金は、職員の異動に伴う職員給与費等に係る繰入金で、224万円を増額しております。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、令和2年度の決算に伴う繰越金の増額により、一部基金を取り崩す必要がなくなりましたので、187万4,000円を減額するものであります。

6款1項1目前年度繰越金は、令和2年度決算に伴いまして354万2,000円を増額しております。

続いて、4ページの歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費は、職員人件費の増額のほか、22節償還金利子及び割引料において、過年度負担金返還金333万2,000円を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12	議案第50号	令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第51号	令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第52号	令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第53号	令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	議案第54号	令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第55号	令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	議案第56号	令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議案第57号	令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてから  
日程第19、議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

---

#### 日程第20 決算特別委員会設置（令和2年度決算認定8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

決算認定8件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号から議案第57号までを議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

委員長に10番、千葉有子君、副委員長に9番、番屋博光君を指名します。  
決算特別委員会委員長の挨拶があります。  
10番、決算特別委員会委員長、千葉有子君。

○決算特別委員長（千葉 有子君）

着座にて失礼いたします。ただいま議員各位の満場一致の下に決算特別委員会委員長にご推挙いただきました千葉でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいとお願いいたしております。委員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

令和3年9月7日、決算特別委員会委員長、千葉有子。

---

**散 会**

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月8日午前10時から決算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

**午前11時54分 散会**

---

## 第8日目 令和3年9月9日（木）

---

### ○議事日程

- 第1 議案第50号から議案第57号まで  
決算特別委員会委員長報告・採決
- 第2 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について  
・総務文教常任委員会  
・民生商工常任委員会  
・建設農林常任委員会
- 第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第4 諸般の報告  
・議長の報告
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（14人）

- 1番 柳 零 圭 太 君  
2番 小笠原 君 男 君  
3番 和 田 誠 君  
4番 越 後 貞 男 君  
5番 乗 上 健 夫 君  
6番 山 田 将 之 君  
7番 栗谷川 柳 子 君  
8番 藤 原 文 雄 君  
9番 番 屋 博 光 君  
10番 千 葉 有 子 君  
11番 久 慈 聡 君  
12番 澤 田 道 憲 君  
13番 佐々木 和 志 君  
14番 竹 原 義 人 君
- 

### ○欠席議員（0人）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

#### ○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君

農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

---

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

---



## 午後 3 時 30 分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第 1 議案第 50 号から議案第 57 号まで決算特別委員会委員長報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第 50 号から議案第 57 号までの決算認定議案 8 件を一括議題とします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

10 番、千葉有子委員長。

○決算特別委員長（千葉 有子君）

着座にて失礼いたします。決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る 9 月 7 日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和 2 年度決算認定 8 件について、9 月 8 日、9 日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和 3 年 9 月 9 日、決算特別委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

この決算認定 8 件に対する委員長の報告は認定とするものです。決算認定 8 件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号から議案第 57 号までの決算認定 8 件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第 2 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6 番、総務文教常任委員会委員長、山田将之君。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る 6 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7 月 29 日委員会を招集、総務課長、まちづくり推進課長並びに建設課長のほか関係職

員の出席を求め、町有財産の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、9月定例会において本委員会に付託された陳情を審査するため、9月2日委員会を招集、審査の結果、陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情については不採択であります。

以上で報告を終わります。令和3年9月9日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第3号は不採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり陳情第3号は不採択と決定いたしました。

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄君。

○民生商工常任委員長（藤原 文雄君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、8月2日委員会を招集、町内公園の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年9月9日、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、6月29日委員会を招集、農林課長並びに建設課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況及び町道等の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年9月9日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

---

### 日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

---

## 日程第4 諸般の報告

### 1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

## 閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第497回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしました今定例会におきましては、各議案並びに令和2年度決算認定につきまして慎重なご審議をいただき、本日閉会の運びとなりました。衷心よりお礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご提案等につきましては、十分にこれを尊重し、今後の予算編成や町政運営に万全を期してまいる所存であります。

さて、例年であれば、三戸町に秋の訪れを告げるさんのへ秋まつりの準備に皆様余念のない時期を迎えるところではありますが、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、2年続けての中止という苦渋の決断となりました。また、青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの発表を受け、今年度の敬老会、町民大運動会、南部俵づみ唄全国大会と町の大きな行事についても、大変残念ではありますが、全て中止することといたしました。現在県内において、これまでにないペースで感染拡大が続いていることから、町といたしましてもこの時期を一つの山場として捉え、これまで以上に町民の皆様と心をつなげて感染拡大の防止に取り組んでまいります。一日でも早く新型コロナウイルス感染症が終息し、町民の皆様が安心して暮らせる日常生活を取り戻すことができますよう、いま一度予防対策の徹底について皆様のご協力を

お願いしたいと存じます。

さて、町の基幹産業である農業におきましては、いよいよこれから収穫という重要な時期を迎えます。県内での大雨による災害も記憶に新しいところでありますので、今後の台風等の気象状況、農作物の生育状況を注視するとともに、実り多き秋を迎えることができますよう、引き続き万全を期してまいる所存であります。

終わりに、議員の皆様、そして町民の皆様にはご健康に十分ご留意されますとともに、町政運営に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第497回三戸町議会定例会を閉会します。

**午後3時42分 閉会**

---

**署 名**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会                      議                      長

\_\_\_\_\_

署名議員

\_\_\_\_\_

署名議員

\_\_\_\_\_